

210.58  
N688m




00228077



訂 正

○前回配本(水戸藤田家舊藏書類第二)中、例言第二頁九行目  
安井久藏翁は 安井久吉翁  
の誤植に付き訂正す。







水藤田家舊藏書類

第一

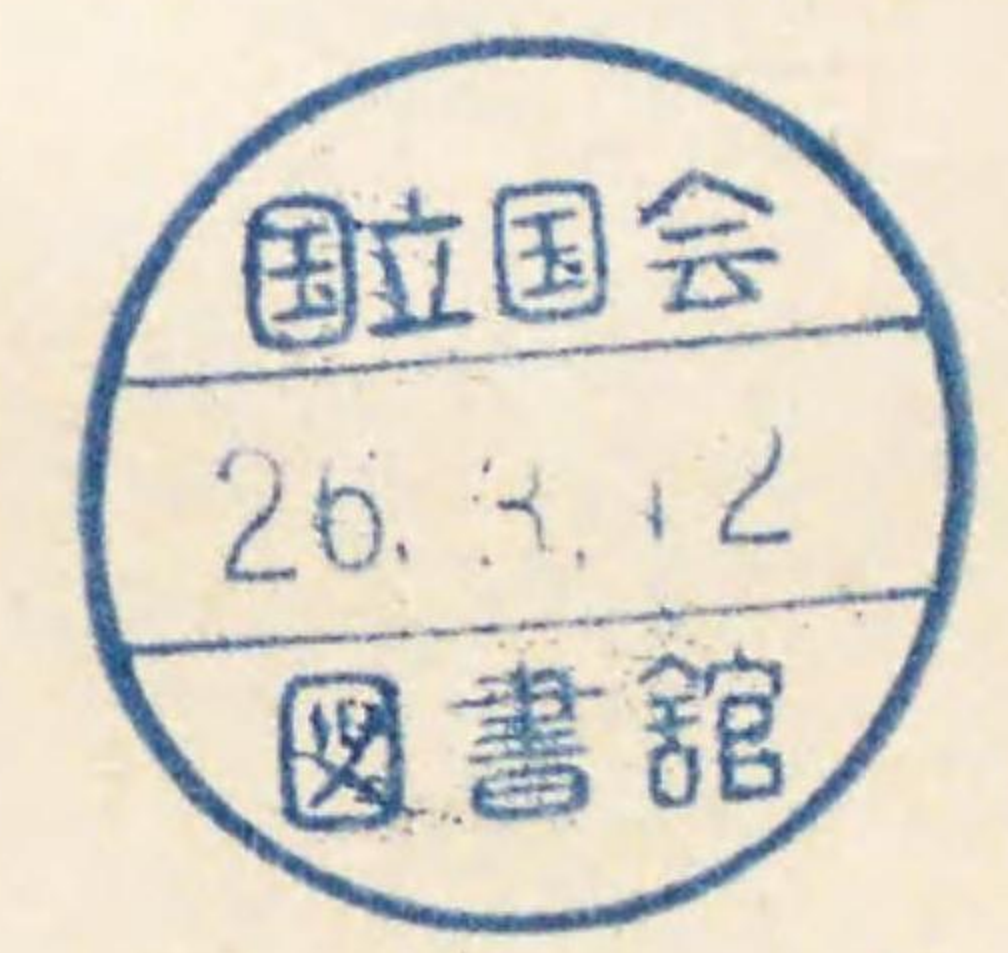


水藤田家舊藏書類

第一



21058 N688m



228077

# 水戸藤田家舊藏書類 第一

## 例言

一、本書には水戸藤田家舊藏にして、今後藤仙太郎氏の宮南文庫に秘藏せらるゝものゝ内、東湖遺墨並に其關係書類を収録す。

一、東湖の遺墨遺稿並に其關係書類の、今、宮南文庫に珍藏せらるゝもの、其數頗る多く (一) 日記 (二) 手録 (三) 書翰 (四) 意見書 (五) 編著 (六) 隨筆 (七) 詩歌 (八) 文稿 (九) 烈公親書 (十) 名士來翰の十種類に大別するを得べし。

一、本卷には東湖の自筆日記十五編并に弘化年間幽囚中

例言

一



貫物帳を収載す、日記の中「天保八年丁酉日録」のみは曩に東湖全集に輯録せられたれども其他は悉く未だ世に公にせられざりしものなり、但し「嘉永五年壬子日記」の一編は其筆蹟東湖の自書にあらず、思ふに傍人に口授して之を筆録せしめたるものならむか。

一、本書の編成は専ら原意を尊重し、叩りに編者の私斷を以て改竄を加ふることを爲さず、但し日付のみありて記事皆無の場合、間々之を削除せり。

一、會津の人安井久藏翁夙に奇才あり、曾て後藤仙太郎氏の依囑を受け身を以て東湖書類の整理に任じ、努力數年、遂に陋巷に隠れて文墨堆裡に斃る、本集日記中「安井

日」の四字を冠して注を施せるもの皆其筆に成る、編者の之を削除せざるもの翁の功を不滅に存せんことを欲するの意に外ならず。

一、思ふに東湖の遺墨世に現存するもの尠からず、宏く之を索めて完全なる全集を編成せんこと本會多年之を熱望す、然れども事素より至難なり、今、本會々員後藤仙太郎氏の厚意に依り、藤田家累代珍襲して久しく世に紹介するの機會なかりしものを悉く擧げて同志諸彦に頒つことを得るは本會の最も欣快とする所なり。

昭和五年十一月



# 水戸藤田家舊藏書類第一

## 目次

日曆	自文政九年十二月十八日 至同十一年二月廿八日	一一頁
己丑日錄	文政十二年自三月十六日 至九月十七日	三九
己丑史局日記	文政十二年自四月朔日 至九月廿九日	六五
庚寅日錄	天保元年自四月廿七日 至同月廿七日	八一
巡村日錄	天保二年自五月廿五日 至五月九日	八七
不息齋日錄	自天保三年七月朔日 至同五年十二月六日	一〇五
丁酉日錄	自天保八年三月十六日 至同年十月八日	一六五
戊戌手記	天保九年五月	二六三



藤田東湖日錄

目次	頁
己亥手記	二六七
天保十年十月	
庚子日錄	二七一
天保十一年	自四月十六日至十月十五日
癸卯日錄	二九三
天保十四年	自七月十五日至八月十九日
甲辰日錄	二九七
弘化元年	自四月二十日至五月十五日
嘉永日錄	自嘉永五年十月朔日至同六年正月三日
甲寅日曆	安政元年
	自正月八日至八月十八日
乙卯日曆	安政二年
	自正月六日至三月廿二日
附東湖礫邸蟄居中貫物之覺	自弘化二年三月二日至同二年五月二日





日

曆

自文政九年十二月廿八日  
至同十一年二月廿八日

匍匐救喪者

會澤伯民  
鈴木子賢  
飛田  
杉山士元

宇留野敬郷  
豐田天功  
國友與五  
久林田林太  
吉田又衛門

北條惣五

各數子於葬祭儀節  
右爲執事以助之

丙戌十二月十日微雪

上食

辰時上墓

藥谷小十郎來

上食

日 曆 (文政九年十二月)

一

藥田東齋日誌



十一日	上食	展墓 讀文公家禮	上食
十二日	上食	前日聞衷而來中島茂松歸鄉	展墓 弔書數通
至自江戸	上食	永井政介來云明日將有京師之行	
十三日	上食	展墓 讀家禮	上食 宮本氏來
十四日	上食	展墓 讀家禮	上食
十五日	上食	展墓	上食
十六日	上食	展墓	上食
十七日	上食	展墓 弔書數通至自江戸	上食
十八日	上食	展墓	上食
十九日	上食	展墓	上食
廿日	上食	展墓	上食
廿一日	上食	展墓	上食
廿二日	上食	展墓	上食

廿三日	上食	展墓	上食
廿四日	上食	展墓 杉士元來宮本氏來	上食
廿五日	上食 展墓	西隣主人除代官列 小蔭山氏轉書院番	上食
廿六日	上食	展墓 原伯舅來 桃溪翁來	上食
廿七日	上食	展墓 囑石川八五往河岸須藤借金十圓	上食
廿八日	上食	展墓 堀潛藏及三反田松本某來	上食
夜松川小林生來			
廿九日晴	上食	展墓 責債者屢至終日頗煩	上食

文政十年歲次丁亥

正月元日 上食 饌有加于常 展墓 自先考捐館至是三十日月忌  
 始至因憶去歲今日先考適患衄血伏枕數日不能祭寢及登城使彪代之而



屠蘇之酒雜煮之餅聊於牀蓐之間行其事豈圖不幸遭大艱難雖欲薦酒餅於牀蓐之間不可復得也嗚呼哀哉因悽然不自禁噓唏流涕者良久 上食  
膽寫遺文

二日晴 上食 展墓 上食 整理遺書

三日晴 上食 昨夜夢先考 展墓 會伯民來閱遺書 上食

四日晴 上食 會伯民杉士元北條惣五中村榮八相共來整理遺書寫徑

義考 展墓 上食 寫遺文

五日陰 上食 國友與五來騰寫梅巷筆叢 展墓 上食

杉山士元國友與五來話到五更

六日大雪近來所無 上食 展墓 國友與五來寫遺書 上食

是夜橫堀村金吾來る

七日陰 上食 展墓 上食

八日晴 上食 昨夜夢先考 展墓 上食

九日晴 上食 昨夜五鼓雷聲再動 市毛氏來 展墓 國友與

五來寫遺書 上食 寫遺文 夜吉成秋山二子來話

十日晴 上食 展墓 上食

十一日陰 是日立春 上食 原伯舅除買物使列是日除目さす計

展墓 國友與五來寫遺書 上食 夜寫遺文夜雨ふる

十二日陰 上食 昨夜僕吉郎不告而亡命 展墓 整理遺書 上食

十三日晴 上食 展墓 杉士元來話移時大子介川書至る 小原

忠二郎來云改名 上食 夜寫遺文

十四日晴 上食 昨夜夢先考 展墓 國友與五來寫遺書 整理故筐

高橋豪介來 上食 喜兵衛來

十五日晴 上食 展墓 北河原來楠公畫贊云々 庄司健齋

來川崎惣三來 國友來寫遺文 整理遺書 豐天功歸塾 上食

秋山國友豐田三子來話 天功遊松村見異舶一隻於海上二里計



十六日晴 上食 展墓 寫二連異稱 平戶清三來楊玄來 上食  
 十七日晴 上食 昨夜夢先考 展墓 寫遺文 小川神人來 上食  
 夜寫二連異稱  
 十八日晴 上食 展墓 本澤能一來 宮本先來 會伯民氏來 藥谷  
 小十來 上食 夜加治門奈淺利三子來 武平歸塾  
 十九日陰 上食 昨夜三夢先考 展墓 國友與五來 上食  
 廿日陰風 上食 會伯民吉成又衛來 展墓 國友與五來 上食  
 寫遺文  
 廿一日晴 上食 自初喪至是至是<sup>衍カ</sup>五十日然告以十一月四日故未除忌  
 展墓 與阿母伯姉諸妹 寫遺文 上食 杉山士元來庄司健齋來  
 廿二日晴 上食 展墓 上食  
 廿三日晴 上食 展墓 杉士元來 上食  
 廿四日陰 上食 展墓 自四日至是五十日忌畢 是日辰時日暈

十有兩耳

廿五日晴 上食 上食 參政移書有命明日登 城云々沐浴理髮

廿六日晴 登城 以先考捐舍之故使孤子彪襲祿二百石列 進物番任彰考

館局務餘澤所及不耐感激恭受 命而退

廿七日晴 上饌 告以昨日蒙命

廿九日晴 始て登館 出謝救喪之人且赴以蒙命之辱

晦二日陰 登館 原伯氏來

二月朔日晴 祭 展墓

二日 登館

三日 日雨 登館

四日 日晴 登館

五日 日陰微雨 登館

六日 日雨 評定所神文 登館



七日 陰 蒐于本城

八日 微雪雨 登館 豐天功歸鄉天功自正月月中旬臥病于青藍

舍至是告官乞暇歸家養病輿而行

九日 朝晴 登館

十日 昨夜大風晴 出謝下街救喪之人且告以蒙 命之辱

十一日 陰 登館

十二日 晴 祠堂講小學 至箕川訪後藤二子 江戸書生松井健藏來訪

十四日 登館

十五日 晴 祭 兒玉梶川經島藤咲 爲大番 展墓 是日千葉六郎津田十

藏爲進物番市川三左轉馬廻頭大森源四郎爲進物番頭

十六日 陰微雨 御次講釋場席を見る 宮本來 觀槍法秘訣

十七日 登館

十八日 陰 登館

十九日 晴風

廿一日 晴 登館 往下街

廿一日 晴 登館 會山本司馬葬先是五六日司馬沒 是夜

九鼓夜光院旁舍火

廿二日 晴 家居無事是夜組頭移書以一橋儀同候去廿日卒之故普請七日鳴

物殺生武藝十四日停止

廿三日 晴 登館

廿四日 晴 登館

廿六日 晴風 登館

廿七日 晴 家居 整理遺書

廿八日 晴 家居 整理遺書

廿九日 陰巳時大雷 登館

三月朔 祭 展墓 此日大風



二 日晴 登館  
 三 日晴 祭 家居  
 四 日晴 訪永井十介  
 五 日晴 登館 訪杉士元日暮歸  
 六 日陰 登館 是日川口介九爲江邸史館勤大番列立つ  
 七 日晴  
 八 日晴 登館 賀川口嬰卿除目  
 九 日朝陰暮晴 登館 訪山邊門子談論至夕  
 十 日晴 家居無事 是夜會讀史記  
 十一 日晴 登館  
 十二 日晴 將登館會有姪之喪乃告官以疾不登館初伯姉以己卯歲嫁岡本藤  
 七郎既生女後三歲以故離婚姪去歲以來得疾至今年加患腫物終不起年僅  
 六歲姪不幸離母終以早夭哀夫余既不與岡本相通以故不能臨弔問之也唯

家居家長息而已矣

十四日 稱病家居

十六日晴 往下街

十七日 登館

十八日陰 登館

十九日陰 登館

廿一日陰雨 登館 夜會あり

廿一日陰 以病不登館

廿二日陰 伯姉縁邊願濟 入舜水祠堂講小學

廿三日 登館

廿四日 登館 初て御次講釋を勤む 執政山邊參政朝

監察伊藤左一郎 予小學明倫を講す

廿五日 是日丹舅忌日乃展墓至是三年 是夜會讀 門奈、淺利、鶴殿、石川、菊



池、楊、中村諸子來

廿六日 登館 杉士元來

廿七日雨 家居讀書

廿八日雨 家居寫書 青山量太來

廿九日陰 登館

晦 日陰 登館 會讀

四月朔晴 上食 展墓 與吉成又衛門訪川瀨子

二 日陰雨 登館 往下街借金歸途弔加藤北塙之喪

三 日雨 登館

四 日陰 家居 是日小川藏之進大田彌一郎梶八内酒井

造酒之允同役となる

五 日 登館 會讀

六 日 登館

七 日雨 家居 永井長十郎氏來

八 日晴 登館 霖雨始晴 是夜伯姉上途

九 日晝前晴過キ陰 登館 整理遺書

十 日晴薄暮微雨 家居 會讀 是夜地震

十一 日晴 登館

十二 日晴 登館 往下街 是夜雨

十三 日雨 家居

十四 日 登館

十五日晴 僕藤兵衛歸自江戸伯姉婚儀首尾能整候由舉家大安心追慕之情  
不可已

十六 日陰晴不定 家居

十七 日陰 家居 是日 東照宮祭辰

十八 日微雨 登館



十九日陰 登館 發書于江戸  
 廿日雨 登館 是夜會讀  
 廿一日晴 登館  
 廿二日晴 展墓 整理遺書  
 廿三日晴 登館  
 廿四日晴 登館  
 廿五日晴 余自五六日前腫發於臀痛苦殆甚勉强往楊氏乞旁膏藥而歸 夜會  
 廿六日晴暮微雨 力疾登館  
 廿七日晴 家居  
 廿八日晴 家居 是日大城操練余以病不出  
 廿九日晴 移病不登館  
 晦日晴 同 上 夜會あり

五月朔晴

家居 是日月忌余臥病不蘇祭寢及展墓 淵之

介來 江館來書に云津輕越中守青山下野守宅にて逼塞命せらると將軍御轉任之節津輕借して轅を用候故也

三日晴 疾愈 登館  
 四日晴 以伯姉嫁吉田氏 訪其姻族某々氏藤 潮田 山國 高森 田丸

五日晴 上食 家居 節句にて夜會止む

六日陰 登館 會澤の會にゆく

七日雨 家居 整理遺書

八日晴 登館 朝五ツ時北濱大津の前二里計也名を忘るに異艘一隻見ゆ陸を去る事五六町注進あり一國恬然あやします噫

九日晴 登館 訪吉田養本

十日晴 家居 讀書 夜會



十一日晴 登館 茂松來る 會澤の會にゆく

十二日晴 登館

十三日晴 家居

十四日晝後雨 登館 是日跡部新八爲大番

十五日晴 上食 展墓 夜會 史記范□等傳

十六日雨 御次講釋 異船祝町の下五六町沖へ來る 杉山淺利二子來談

話終日

十七日晴 登館

十八日晴 登館 賀酒井子 酒井去る十四日組頭より小

普請觸頭となる 酒井話荷見氏か烏打に北濱へゆき佐野七郎兵衛の詰

所を訪ふ佐野云ふ此間中沖には大銃の聲度々するなり乍去また吾耳に

は聞えぬ體にいたしをくとの事時勢可嘆

十九日晴 家居 訪山邊門子 擊劍

廿一日 登館

廿二日 登館

廿三日 登館

廿四日 登館

廿五日 會讀

廿六日 余數日以來胃下患腫移病家居

廿七日 家居

廿八日晴 大城操練にいづ

廿九日陰晴不定 登館 會讀屈買傳

六月朔日陰晴不定 祭寢 展墓 到神崎福壽院亦展墓也

二日 講小學於祠堂 擊劍

三日 日陰 力疾登館 晡時平山谷之介來

四日 日陰雨 是夜胃疾訪刀工直胤子青物街客舍



五日晴 余數日以來有寒疾到此移病家居 會杉二子來訪痾會をやむ  
 六日晴 劍工莊司直胤來 國友子克來訪痾  
 七日陰 杉士元來  
 九日 異舶東海に見ゆ  
 十日 又見ゆ 停會  
 十一日晴 又見ゆ 鈴木彌左衛門杉士元等來  
 十二日雨 登館 病愈 是夜廻狀來る去る十日 清水式  
 部卿様御逝去に付殺生武藝十六日迄御停止  
 十四日 登館  
 十五日晴 痔疾に潮に浴するがよきと云事を聞是日平山谷之助と同河  
 原子へゆき武藤に宿し  
 十六日晴 會澤へゆく  
 廿日晴 晡時歸家

廿一日陰 登館 曬書

廿二日雨 馬場栗田の馬をのる

廿五日晴 常葉木に乗る

廿六日陰雨 登館 番當 曬書

廿七日朝頗冷なり晴 清山にのる 祠堂講小學 入土用

閏六月朔日 祭于寢 展墓

二日 登館

三日 登館 當番

四日 力疾御次講釋に出つ歸後臥病

五日晴 力疾朝參政へ往て會伯民子の願書を出す歸後伏枕

六日 自廿七日至今日氣候寒く朝夕は綿入を著する位なり是より

稍々暑氣になる 臥病

七日 家居臥病



八日	晴	同前
九日	晴	同前
十日	晴	同前
十一日		同前
十二日		力疾登館 代杉士元
十三日		力疾登館
十五日		弔飛子健
十六日		會子健著
十八日		家居無事
十九日		登館 訪山邊門子
廿一日		寒疾再感臥病
廿二日		臥病 自是日夕服藥

廿三日		臥病
廿四日		臥病
廿五日		臥病
廿六日		臥病
廿七日		同
廿八日		同
廿九日		同
七月朔		同
二日		同
三日		同
四日		同
五日		同
六日		同



七	日	同
八	日	同
九	日	同
十	日	同
十一	日	同
十二	日	同
十三	日	同
十四	日	同
十五	日	晴
十六	日	晴
十七	日	晴
十八	日	同
十九	日	病愈理髮

廿	日	登館
廿五	日	登館 曬書
廿六	日	佐藤平馬來
廿七	日	賜鰯魚
晦	日	是夜會讀
八月朔	晴	登館 展墓 訪杉山士元
二	日	登館 曬書 遣源次郎於坂野上訪豐田彥二之
病且達頃	日	所賜鰯魚豐生病狀少快々々
三	日	晴 與門奈某等往下街欲觀下野氏所藏會收藏已了不得觀
五	日	雨 御馬 登館 夜會讀
六	日	登館
八	日	陰晴不定 登館
九	日	陰 登館



十日 晴 家居無事 擊劍  
 十一日 雨 登館  
 十二日 雨 登館  
 十三日 雨 射圃にいづ  
 十四日 雨 登館 射圃にいづ  
 十五日 風雨 朝祭如例 展墓 家居  
 十六日 晴 射圃にいづ 是日江館來書に云く去十二日川口介九復爲惣  
 裁披讀愕然長息者久し  
 十七日 晴陰不定 登館  
 十八日 登館 擊劍  
 十九日 射圃  
 廿日 登館 擊劍  
 廿一日 登館 下野吉田甲田民次入塾

廿二日 射圃より一同下河原へ出武射を講是夜淺利新宅落成  
 廿三日 登館  
 廿四日 陰微雨 登館 擊劍  
 廿六日 晴 朝祭初ゝはつたけを薦む 登館 甲田生を中町に連れ行く訪  
 岡本忠三  
 廿七日 雨 淵之介來る  
 廿八日 晴風 淵之介歸る 根仲德至自江南 射圃  
 廿九日 陰 登館 同根仲德會伯民氏杉士元會於飛子健宅  
 談論至夜半是夜仲德投宿  
 三十日 晴 登館 擊劍 三村の隱居不幸 根仲德杉士元  
 來話至夜半 仲德是夜投宿  
 九月 朔晴 以昨日弔喪使長妹接祭 同根仲德展先考墓 是夜會讀  
 二日 晴 登館 潮生梅田生入塾



三日 登館  
 四日 晴 射圃 二段目難射を許さる  
 五日 雨 薦松茸 登館 筮館閣之事遇革之同人 是夜同飛鈴根  
 三子會澤氏に會す  
 六日 登館  
 七日 晴 射圃  
 八日 晴 登館 河原子の宿次にて書狀來る淵之介の事  
 擊劍 是夜淺利宅に會す  
 九日 陰 家居無事  
 十日 晴 射圃 逢小二郎於路 是夜會讀 訪三村氏  
 十一日 晴 登館 會澤の會に出  
 十二日 晴 午後風 登館  
 十三日 晴 射圃 是夜宮本先來

十四日 晴 登館 江戸永井へ書狀遣す詣大門前是夕擊劍  
 十五日 晴 上食  
 十六日 射圃  
 十七日 登館  
 十八日 登館 是夜部毛清二郎來  
 十九日 晴 潛藏來 午後射圃 是日村高原青木木内加藤轉大番  
 廿日 登館  
 廿一日 晴 登館 訪青木原二子  
 射圃 訪荷見木内加藤三子  
 廿二日 晴 登館 訪井田岡村山口 槍  
 廿三日 晴 登館  
 廿四日 晴 登館 訪白石氏 射圃  
 廿六日 登館  
 廿七日 祠堂講小學



廿八日晴 大城調練 未半發家晡時至河原子  
 廿九日陰 未時發河原子初夜還家  
 十月朔 祭寢 展墓 射圃  
 二日 登館  
 三日 登館  
 四日 御次講釋の所射の稽古に付鈴木へ頼む是日遠矢雅射成就  
 五日 日晝微雨 登館 昨夜西隣病人の看病  
 六日 移病家居  
 七日 家居無事  
 八日 移病家居  
 九日 登館  
 十日晴 射圃  
 十一日雨 登館 今曉西隣主人没

十二日雨

登館

十三日陰夕雷

射圃

西隣葬式

十四日晴

射圃

十五日陰晴不定

展墓

以一昨夜臨葬今朝不接祭使長妹代之 射圃

十六日晴

射圃

十七日陰

登館

永井政介來小二郎亦來 射圃 一尺二

寸的成就

十八日大風雨

登館

射圃

十九日

射圃

廿日

登館

射圃

廿一日晴

登館

射圃 鳥居之喪

廿二日晴

射圃

的前成就 鹽津之喪

廿三日

登館

射圃



廿四日 御次講釋 射圃小口  
 廿五日 射圃  
 廿六日 登館 射圃  
 廿七日 祠堂 杉山小口成就  
 廿八日 小口難射成就  
 廿九日 登館 訪増子翁 原叔氏  
 十一月朔日 祭禮如常 展墓 下谷小祥 射圃 弔荻谷之喪  
 二日 陰 登館 訪吉成不在家訪跡部氏  
 三日 日朝陰午後晴 擊劍理髮 四鼓病家居 秋山豐來宮先來  
 四日 日晴 射圃  
 五日 日是日南至 朝祭 登館 擊劍 是日伊達將ケン□砂金鐵五郎來  
 是夜武藤來ル  
 六日 登館 朝擊劍武藤永井同道

七日 同上 射圃

八日 登館

九日 登館 原叔氏來

十日 射圃

十一日 射圃 登館 射圃弓講 村田理金的を射る

十二日 二三日來少恙移病家居

十三日 伏枕

十四日 伏枕

十五日 昨夜不沐浴使人代祭 病愈

十六日 御次講やむ歸る

十七日 登館

十八日 登館 市毛の宅是日弓書相傳の事あり及夜歸

十九日 與杉士元展小篠丈人墓 是日長久保生入館 秋山生亦爲



備書生 岡久佐望同役となる

廿日 登館

廿一日晴 登館 展墓

廿二日 射圃

廿三日晴 登館

廿四日晴 御次講 登館 射圃 是夜礫川邸罹災安松矢之介同役

廿五日晴 是夜邸報來

廿六日晴 登館 是夜詣執政與津氏候 君上起居

廿七日 祠堂講江南火災に付止 與杉士元伯民子を訪談話到夕

廿八日 家居

廿九日晴 登館 讀祭禮

晦日晴 登館 讀祭禮 晡時與長妹灑掃具祭器

十二月朔晴 是日小祥寢に祭不堪哀慕 會杉鈴來拜 神位 展墓

二日 祠堂講論語

三日 昨夜大雪 登館 淵之介來

四日 射圃

五日 登館

六日 登館

七日 射圃

八日 登館

九日雨 擊劍

十日晴 築射圃

十一日 擊劍 移病家居

十二日 擊劍 移病

十三日 射圃

十四日 大手前 擊劍了 御馬 登館



十五日陰夕雨 市毛先杉山山中酒井村田兄弟檜山等來射的數十發

十六日 射圃

十七日 登館

十八日 登館

廿一日晴 登館 擊劍

廿二日雨 登館

廿三日 家居無事

廿四日 登館

廿五日朝微雪 大手前擊劍

昨廿四日三木氏有小妹之喪 是日村上源五

郎轉大番往救之

廿六日晴 往三木氏

廿七日晴 往三木氏

廿八日大風雨 會三木氏葬

文政十一年戊子

正月元日 快晴未時陰暫時又晴 家居

二日晴 家居

三日朝微雪既而晴午時又陰 家居 射的

四日晴午後陰 雷氣あり奇々 家居 射的

五日晴 家居 射的

六日晴 家居 射的

七日陰晴不定 祭寢 登館 展幕 上町年始

八日晴 下町年始

九日晴 射的



十日 陰 家居

十一日 晴 暖氣如三四月 開館 始拜 文昌星及彰考館額

十七日 登館

十八日 同

廿日 登館

廿一日 登館

二月七日 是日春分 祭儀有如常 是日河原試射

十日 陰 射圃

十一日 登館

十二日 登館

十三日 晴 射圃

十四日 朝陰 午後大風雨 以至夜半 登館

十五日 晴 祭如常

十六日 射圃

十九日 午後大風雨 申時止 自十七日至分 氛氣四塞 日月無光 風雨後復常

射圃

廿日 登館

廿一日 登館 是夜雷 武平歸

廿二日 風雨 家居無事

廿四日 訪山邊氏談話到夕

廿六日 晴 登山雲嶺來る

廿七日 陰 是夜風雨 祠堂講 擊劍如今

廿八日 朝大風雨



己丑日 錄 文政十二年 自三月十六日 至九月七日

文政十二年己丑

(註 東湖時に年二十四、進物  
番兼史館勤務、祿二百石)

三月十六日冷氣陰 是日彪が誕日なり蚤起 神主を拜す昨日より酒を禁  
ず事は別に記す歌十二首をよみて心に誓ひぬ○是夕山國贈正四位山國  
兵部は武田耕雲齋と共に兩毛信越に轉戦して慶應元年二月四日敦賀に  
於て斬に處せられし志士なり)及野州引田村福田宗節來る宗節は其先  
義公より佩刀を賜りたるものにて 御當家を慕ひ奉り去る亥年の春我  
江戸に官舎を訪ひしが今日又笠間を過ぎ水戸に來れり其人質直眞率世  
々當流といへる劍術を指南せしが其技華法に流れたるを嘆き實用に復  
せむとて近來試合劍術と他流をなく専ら實用を講し當流を再興するの  
志あり文化年中福田大八といふもの水戸に來り我 先君子其義勇を愛



したまひけるが大八は宗節の支族なりと宗節しかいふ○夜三木氏來る  
十七日朝陰晝より雨冷氣甚し 蚤起髪を結び柵町馬場にて馬をせめ下町  
へゆき小林多一、住谷長大等へまゐりて八ツ時家に歸る

十八日晴冷氣 福田宗節來る○登 城是日宗節、長尾の稽古場を訪、試合あ  
る由を聞き退出を長尾に到り試合を見る後に余も擊劍數合を試む馮婦  
搏虎(安井久曰馮婦搏虎孟子盡心篇晋人馮婦なる者あり善く虎を搏つ卒  
に善士となる)やらんいとおかし、是夜大井六郎、宇殿庄二、永井政介來る  
十九日晴冷氣 森新太來る○三木氏を訪ふ○登 城 御前に罷出て弘道  
館學則の事并書籍御買上げの事其他數條 尊慮を伺ひ奉りぬ○退出せ  
んとせしに又 召されて 御前へ出ければ逐鳥狩之時兵糧渡しの事  
御意被爲 在候付愚存申上ければ 公にも我等もさ思ふとの御事にて  
其事やみぬ○結城氏と共に北村 出御の御供を命せらる○退出結城氏  
を訪御供の事を相議す○是夜福田宗節來る

二十日晴 蚤起武田氏の演武場へゆき宗節及び森新太と擊劍を試む○登  
城せんとせしに御小姓頭取より中奥坊主もて 御封書を傳ふ謹て拜み  
見るに老中水越州并御側水美濃へ賜はる 御書の 御案なり即刻出仕  
御小姓頭取もて御請、明日奉るへきよしを申上る○老女筑波へ 祝姫様  
御付の事を議る○ 御前へ召され越州へ賜ふ 御書の御事にて 御論  
を拜聽す○結城小山田と共に 御菓子を賜はる 御小姓頭取島村志摩  
演述<sup>御用部屋へ</sup> 此度北方御供の時背負て出よとの御事なり此御菓子は近  
ごろ 御みづから御かうがへにていでき形は大なる錢の如く緒を貫て  
持つへきやうにこしらへ三軍通寶と書きたるものにて兵糧の代りにも  
なるべきためとぞ○天神林村神職高根雅樂之介弟秀之介今日より學僕  
とす○原田、矢野、内藤を訪ふ○是夜長尾理平來る

二十三日晴 今朝明け六ツ時御揃にて北郷大能筋へ可被爲成旨豫て被  
仰出ければ未明より行装をなし登 城しければほどなく出御御供の面



々御小姓頭取にて三浦贊男、吉野英臣、御小姓にて秋田内膳藤田幸松、御小納戸にて佐藤權内、福地政次郎、御醫師にて松延道圓、若年寄にて結城寅壽、御側にて余、御目付にて村上源五郎にぞありける。贊男より道圓迄は皆御廐馬に跨り、寅壽以下三人は手馬その外に御馬乗岡見彦五郎、堺野五作兩人にて壹疋、御小從人目付御徒目付宇佐美平五郎、近藤象助兩人にて壹疋、御廐馬を代るく、打乗その餘はみな同心小者のみにて、御行装もいと差略したまひぬ、かくてこの日は額田村御小休、太田村御晝休、玉簾寺御小休、小菅村御旅館と聞えしが、中臺村邊より御馬を走らせたまひ、額田へはゑいこはせたまはず、四つッ時計りに太田へ着きたまひ、わづかに、御腰糧たうへ給ふと覺えしに、御馬に乗らせ給ひしばし太田城へ入らせられ、ほどなく馬場、小野等をへて常福寺村へ至らせたまひけるに、路の左にいとけはしき石坂あり、これは何と問はせたまふ、修驗俯伏してありけるが、妙見の祠にて候旨言上、公たゞちに石坂を攀ぢたまふ、御供之面々續い

てのほるに其急なること甚し、絶頂に到りてしばし四方の景色を眺望し、たまひこの山の來歴など問はせたまふに、佐竹時代の文書は見なし侍れども、その以前の事は詳ならざるよし、修驗申上げぬ、御煙草一二めしあげられ坂を下りたまひ、待谷、良子より玉簾寺に到りたまふ、これは去る巳年この寺をば遊覽まし、ければこたびは立よらせたまはず、往還の橋上よりしばし白瀧をみそなはせられて過ぎたまふ、彪は結城氏と共に瀧の前なる石に踞りてながめけれども、いと後れ奉らんことを憚り、興を殘して馬に打乗り、深荻村に到りければ、豊田彦次郎路のほとりにありけるゆへしばらく立ながらかたらひ、結城氏へも紹介してしる人になさしめ、彦次郎も、公の御蹤を慕ひ、小菅村の境まで來りけるが、余思ふむねありて返しやりぬ、此夜、公には小菅村の舊家孫兵衛といふものへやどかたまひ、余と結城は同村次左衛門といふものへ室を分ちてやどりぬ、この夜御下げの御汁を賜ふ



二十四日大風雨 けふは折橋村なる苗の平といへる山を見そなはさんと兼て被 仰出けるが風雨甚たしければ明日を期せんと近臣申上けれどもうけたまはず六ツ半時より 出てたまひ折橋村を過て苗の平にいたらせたまふ山路ことにはしき苗の平とはいへどかりそめにも平かなる土地なく御供の輩みな疲れはてたりたゞ山と山の間には清き水流れあまたの大石小石そばたちて畫きたる如く風景面白く櫻の花いまだ残りてめづらしきなどがめける天龍屋敷といへる所にて 御腰糧取り出させたまひけるに御笠のしづく御糧に落ち恐多くおほゆれども 公には少しも御くるしき御様子もなくめしあがられしばし御休息ありて又々山を越えたまひて笠石新田といふ所に向はせたまふ途中に炭焼く賤男がかりにまうけたる藁小屋ありけり彪をかへり見たまひてこの中へ入りて見よとありければたゞちに入るとひとしく 公にも入りたまひぬこは何事ぞと人々驚きければ 公のたまふは戦場の試みに一夜野に

ふしてみんと思ふ近臣共はこの中に入りて共にいこふべし其餘はそれ／＼かや草など取あつめ雨をふせぐべきほどに小屋かけよとありければ御供の人々彼是と申上げ漸々にしてわら小屋を出たまひ笠石新田に至らせたまひ笠石を見たまひて御詠ありけるそれより小妻小屋大屋折橋すぎたまひて小菅の御旅館に着きたまふ

二十五日晴 この日は入四間山をこえ玉ひて川尻村に泊らせたまふべき旨被 仰出朝五ツ時 御旅館御立御馬にて坂の上村を過ぎ玉ふ時豊田彦次郎そが宅の前に平伏し居たり 公にはいまだ彦次郎をば見たまはぬことなれば誰としりたまふべきいはれなきにその容貌この邊にあるべき人ならねばやがて彦次郎ならんとおぼしめしけん岩折村にて彪と結城朝道をめして仰せには過ぎし路に居たるは彦次郎ならんそのつらたましひいかにも尋常の人ならずされど乗手を嫌ふ馬に見ゆると啞ひたまふ朝道彪謹で申上けるは學校御開きの節迄にはかの彦次郎もいづ



れの道にか御撰用ありたくこのごろより評議仕候旨申上げしにいかにも尤なり他邦の人にてもすぐれたるものは用ふることもありいはんや國中に秀たるもの空しく棄てをかんは我等の恥なりと被仰けるかくて入四間にいたらせたまひ右馬尉といへる舊家の民の家にしばしいこはせたまふ此村にて御腰糧用用ひさせたまふむね兼々被仰出ければ御供のものしばしいこはんとせしに公には御腰糧わづかに一つ二つたうべさせたまふのみにてすみやかに御立ちありけるゆへ皆驚きて御供せしに奥の院の方の峻坂を飛ぶが如くのぼらせたまひ高鈴山へのぼらせたまふ郡宰桑原信毅檢地のことにて助川村に在りたるが今朝より冷水心がけて絶頂に御待受け申上げぬ公にも御顔色うるはしく水めしあげたまひ四方の景色しばし御眺望山を東へ下りさせたまへば山野邊兵庫父子道のほとりに控へたりこれより兵庫御先を引て兵庫の館に入りたまふ今夜は御一宿ありたき旨兵庫ひたすらに糸き奉れどもゆる

したまはず近臣川尻へ向はせたまふやと申上れば川尻にいたりても日いまだ暮るまじされば足にまかせてゆき明日は名古屋關の跡迄ゆかんとありけるゆへ御供人も少く候へば他領を越て出でたまはんはいかゞと朝道彪等申上げければ我等は平瀧名古屋へ向はんと思ふゆへ川尻とはいふたり平瀧等へゆくこと悪きとあらば川尻へ向ふは無益なりさらば今より那珂湊の閣にいたらんとたまふはや日西山へ傾きたるよし申上ぐれども聞入れたまはずたゞちに會瀬の濱より久慈村迄一さんに歩ませたまふ久慈の渡にて日も山へ入りければ御船中はじめて御腰糧を用ひたまふその中御供馬漸々に引來れりそれより村松まで一散さんに乗りたまふ村松にて日くれぬれば松明をいたさせ夜五ツ半時寅賓閣に着かせたまふに御夜のもは今朝川尻へ廻りたれば御寢も叶はず終夜御旅装のまゝにて通夜したまふ近臣等あつまりて御飯杯にはかにこしらへ夜半過にすゝむ朝道彪もこの夜は閣中にて夜を明しぬ



二十六日 晝より堀川潜藏が宅にやどる

二十七日 御船にて廣浦へ遊はたまふ山野邊父子朝道彪等扈從す日暮御歸閣退て潜藏宅に歸る

二十八日 大貫村へ 出たまふ朝道彪等從ふ

二十九日雨 夕刻津明神臺にて波濤を見たまふ

晦日晴 御船にて御歸城暮時歸宅

四月朔 登城

二日 登城

三日 登城夕長尾道場にて劍を撃つ

四日 登城是日會澤清右衛門小姓頭取に轉し吉川甚五郎御馬廻となる八ッ時より戸田結城小山田中村四子と同じく長岡へ遠乘暮時歸宅門外にて湊村の民輪貫のはたを持て南郡廳へ馳來るに逢ひたり何事ぞと問ふに異國船海上に見ゆる注進なりと答ふ思ふむねありて速に登城しけ

れは 公には火事裝束めされて御甲冑の唐櫃を出し玉ひ今にも 出御の體なり 御前へ罷出云々言上夫より政執大久保氏へゆき速に登城あるへきよし申のべほとなく執政參政御用人等夫々登城 出御は御やめになり年番の先鋒等へ一左右次第出馬の用意あるべしと參政より達す夜八ッ時歸宅

五日 朝上加茂縣主梅辻飛驒守來る國學者なり曆學に通じたる人なり登城 夕刻筑後久留米の木村庄三郎名重任學士遠當二十五、小黒田秋侯賢明なりと庄三郎云 肥前鍋島の藩中、木村増田忠八郎名は廣長來る、山國、吉田遯近

六日 朝土浦藩の書生五十嵐岩吉、宮下壯介來る土浦の學制を問ふに

館名 郁文館 督學 藤森 恭助

提學 年寄之内當時欠職

館頭 西脇作右衛門 窪田傳太夫二人共に物頭より兼



司監 小 俣 平 六目付よ

世話役 檜村丁助 神戸操平 里見有藏 川上廉藏皆給人

都講 助講 句讀師

月六次督學講釋六次輪講會讀三次詩文覆文

月一次試讀何れも館頭以下臨む

四書五經讀終れば左國史漢又は十八史略讀まし ると云ふ

武藝は劍槍日々餘は六次十二次なりと云ふ其餘問けれども沈黙の人物にて不得詳

登 城水野越州 御請書面拜見被 仰付書中の意は御増封御願の事出

羽等國かへにて必定餘地あるべし其模様次第のこと也來月來々月までには分るまじきよし也 永井十三郎來る

七日晴 五ツ時御供揃にて磯崎村へ 出御競馬を見たまふ御家中馬持候人々御供を命せらる鈴木石州以下六十餘騎供奉御用番又は病馬は不出余も供奉す平

士より物頭布衣大御番頭迄 御前御目付御小姓頭御用人余若年寄御家老と御後に供奉す勝倉村を渡りたまふ時出羽國庄内の民六人御行列を遮り願書を奉る御目付人見又右衛門承届け 通御磯崎にて御腰辨當御用ひゆるく上覽競馬畢て 君には湊より御船にて歸御石州以下平日御供の外は陸より馬にて歸宅

八日晴 登 城結城と同じく 御前へ出昨日出羽の民愁訴は酒井左衛門尉去年越後へ國がへになりことし參府せんとする所領内の民舊恩を慕ひ以て外騒々敷三四萬人黨を結び舊領安堵を願ふ昨日の民も江戸へ出て老中へ願出たるに取受に不相成ゆへ 君公に願奉らんと來りしなりさて 公の仰に出羽の民其志誠に感ずるにあまりあり一體は 幕府にて無罪の諸侯を國がへ命じたまふゆへかくはなりゆきたりしかし出羽の民の越訴を取上げなば 幕府へ對し候ては勿論酒井のためにも不相成ゆへくれく教諭して歸すべし其志は感すべき事なれば是迄 御城



下旅宿に逗留の料は政府より遣し又六人の民道中手當の爲め御秘方の紫雪并神仙丸一包つゝ夫々遣候へとの御事なり○昨日の祭にて御考あらせられ海防に濱海の民を用ふる處を論じたまふ兩人かしまり退く追ふ北海海防方の申出を見るに今日迄は友部村邊沖に異船出沒の由今朝梅辻飛驒來る夕石河徳五郎深澤甚五平來夜三木氏并飛田勝太郎來る(安井久曰莊子曰天下に大戒二あり其一是命也其一是義也子の親を愛するは命也心に解くべからず臣の君に事ふるは義也適くとして君とあらざるなし天地の間に逃るゝ所なし之を大戒と謂ふと嗚呼出羽の民其君の恩を慕ひ幕府に訴へて容れられず烈公の英明に頼りて人民の義を全ふせんとし千里の山河を跋涉して水府城外に愁訴す)

九日晴 登 城出羽の民教諭の事執政より御目付方へ達しくはしき事は結城より御目付友部正介へ達す是日評定所にて申諭し御藥 御下知の如く賜ふ海防の事余が草稿の通り御軍用懸りへ御懸になる夕 御直書

を賜ふ御領中勝景の事なり夜又 御直書を賜ふ出羽の民へ教諭方の事なり即刻御目付へ申遣す夕山國喜八郎來る渡邊藤内來る三木氏來る

十日陰 朝友部正介來る教諭の事昨夜申遣たるゆへなり登 城無事是日高安 出御與平祝姫様御附より矢倉奉行に轉す 退出長尾道場にて劍を撃つ 君公八時半時を湊

十一日陰夕微雨 登 城會計府一洗の事執政江水の評議決る武田氏呈書 御下げになる夕刻吉田平太郎三木庸之介來る

十二日雨四月朔を今日迄は不順の氣なし大低給着用の候也 朝梅辻飛驒 守來る不遇○岡崎南軒來る○登 城無事夕刻梅辻へ一書を送る案如左

代口

梅雨之漸にも候哉朦々敷天氣に御坐候御旅寓中眠食佳勝不堪欣抃奉存候先以過日は兩度御枉顧之處出仕前勿々之仕合尙又今朝も御貴臨之處此節 公務繁多日夜調物に取懸居候ゆへ不得晤會遺憾不淺奉存



候扱は過日御話御坐候當地可然處へ御寓居之儀同志中へも申合候處種々差支等多く第一野拙事中々當分之模様にては公務殊の外紛冗にて寛々御談話とも不相成候間乍不本意此節之處は御斷り申候事に御坐候一體當地之風俗他邦の士御世話申候儀六ヶ敷種々差支等有之尤學校開きに相成候は、右等之制度も相立可申候處當村混沌中あしからず御察可被下候仍るは別に心當有之候るは御逗留は格別野拙儀御内話を御待御止宿は御無益に御坐候此段面晤にて御咄可申筈之處當役町家へ參候儀不相成候ゆへ不得已付忝毫候草々不一

四月十二日

此夜吉成と共に戸田子を訪ふ

十三日晝前晴晝後雷雨 登 城召されて日立丸 公邊へ御達の事湊川口御普請の事作り鹽硝場の事三件を議す八ツ時より 出御彪供奉す御矢倉方より中御殿千波并馬市等へ過り玉ひ七ツ半過御歸城

十四日朝五前雨晝晴夕雷雨 朝梅辻飛驒守來る 田見小路へ出て馬を御す、登 城日立丸御届を草し執政參政へ議し 御前へ罷出伺ひ奉る退出より結城子を訪ふ七ツ時歸宅井坂久左來る 金子孫二來る

十五日晴 寢に祭る登 城無事九ツ時退去(安井久曰、寢とは寢殿の意義なり宗廟の制古は廟と云ひ後を寢といふ禮記に「先つ寢廟に薦む云々」とあり即ち祖先の祭をすることなり)

十六日晴 大祭に付 神輿御下り供奉相勤小屋へ相詰田樂拜見

十七日朝晴夕雷雨 朝小屋へ相詰風流物一見圓淨寺にて終日休息八ツ時より小屋へ詰 神輿渡御 供奉相勤御廐前より雷雨一丁目邊にて相止無御滞 還御圓淨寺へ引取り年寄へ謁し御料理頂戴御道師へ御馳走の歌舞は相止に付登 城御祝申上げ夜五ツ時退去

十八日晴 去る丁亥戊子己丑の頃同志の士相催し汁講といふもの設けたるが久しく廢したるゆへ是日戸田執政并會澤健齋吉成履善鈴木子眞金



子孫二桑原毅郷石河徳五外に原田兵介矢野唯之允を招く國友與五郎も  
邂逅せり久々にて寛晤談論夜分に至りてやむ

十九日 無事登城

二十日陰夕雨 登城 御前へ罷出ければ去る十六日 幕府にて林肥後  
守八千石を削られ其職を奪はれ居屋敷迄も引上られ差控を 命せられ  
水野濃州五千石を削られ林同様美濃部筑前守三百石を削られ二人同様  
尤甲州勝手を 命せられたり辭命はいづれも勤向兼々 思召に不應と  
の事なり内官事を用るは國家の大患なりしに一朝決然如見白日愉快々  
々但閣老專權以暴易暴之患可慮々々林は若年寄水野は御側御用美濃部  
は御小納戸にていづれも西城大奥へ出入し權を弄せし人々なり退散後  
下町馬場にて騎射を習ふ歸らんとする時小山田軍平を訪ひ御勝手改正  
の事を談す

二十一日 登城 城退出より今井を訪ひ御勝手改正等の事を談す、晡時歸宅

小島樸齋來る北越の書家なり

二十二日 登城 今日微恙歸後伏枕

二十三日 昨日より伏枕今日は家居せんと思しに明<sup>一字脱カ</sup>半時御小姓頭取よ  
り手紙もて めされ候間早々登城の事申來れり病を扶けて馬に乗り  
出仕三たび迄 御前へ罷出機密の事を草して奉りぬ昨夜江戸閣老太田  
備州より一封を奉れる御答書なり 是日武藤七之助倅隼之助入塾

二十四日 移病家居明日達御用有之候間五半時登城の事天野伊豆若年  
寄より達あり

二十五日大雨 登城 執政部屋にて若年寄結城寅壽と共に御勝手御改正  
懸りを命せらる 御前へ罷出數ヶ條御議論あり午後結城并小山田軍平  
今井金右衛門原田兵介矢野唯之允と共に御勘定所へ出張退出懸御禮と  
して執政大久保氏に至り玄關にて申置御城代へは小山田を名代に頼む  
二十六日 登城 結城氏等一同御勘定所御勝手方へ出席是日輕部平太左



衛門方來書、去る二十四日新見伊賀守御側御用取次を 命せられ大澤彌三郎奥御右筆組頭より御裏御門番の頭となり荒井甚之允奥右筆より同所組頭となるよし申來る新見は兼々名高き好人物大澤は舊弊家荒井は正論家なり可賀々々

二十八日晴冷氣綿入を着す 登 城是日は長柄のものを 召され長柄を見たまふ彪も 命せられて出席退出馬にて丹虎婚儀原熊元服を賀す

五月朔 寢に祭る 登 城

二日、三日、四日、五日、六日 神崎邊御供

七日 御勝手の事に付寄合

八日 都合家居 公邊へ御建議御草案を拜見

二十九日 是日御用召百八十三人庸醫拙御者等夫々俸祿を削られ文武の士御拔擢中山氏組付不殘 思召を以御止、御進物番御止、御馬廻百人高に被遊、大御番頭一組二十人高に相成御家中物成取の面々御藏入平均割を

以て被下置上下豊凶にいたし候様被 仰出去月二十四日御勝手御改正懸りを 命せられたるより三十餘日の間日夜苦心評議しけるが量入爲出の四字の外に策なし然るに承平の弊姑息の愛にて御分限次第に相過し不可奈何に至る仍て以來御家中俸祿と御勝手を引分け其外は分限改正の事を議せしに江水異論まぢ々小人尤不便の勢なり 獨り公の御英斷にて今日の擧はありける十分と思ひしこと六七分ならでは不成事古今の通病なり乍去今日一大擧の意を托して施行せば庶幾 國家經濟の基本も立つべし

九月七日 朝五ツ時馬に鞍おき靈岸島に到り伊豆石を見る過日杉山淺利二子の見てよきといひたる石はすでに他人買去りしと聞きほいなきことに思ひけれどもなほべちのよき石あらむとたづねけれどもよき石をも見えずして歸り猿樂町をすぎけるに擊劍の聲しければ立寄りぬこゝは岡田十松の宅にぞありける折しも十松は他行しけれども仲兄淺三と



いふものありてもてなしことにその先人十松ぬしの石碑を余に託せんと兼ねて々々

七ツ半時飯田町九段坂下新見伊賀守の宅へ参りぬ公用人新井兵衛門出てかれこれともてなし程なく伊賀守出會しける問答左の如し

中納言殿口上の趣

秋冷の節

上様益々御機嫌よふ被爲成恐悦被奉候

右大將にも御同様被爲成恐悦被奉候扱

上々様 御機嫌親く被相伺候ため追々御先輩様方へ私役義之者を以て被差出来候處近頃中絶仕候へ共此度私出府に付被申付候以來は右廉にて折々被差出候儀も可有御坐候間此段兼て御合御坐候様被致度隨て秋冷之節其許様彌無御障御勤仕一段之事に被存候兼々御名前承知被致候處當春結構被 仰出別る満足に被存候旨

申述候内

過日は登 城中にて御逢不申候處

中納言様御筆の御碑面并御國産のうき、拜受千萬難有奉存候旨頓首被申述候に付可然挨拶畢て

水戸殿長々在邑被致候處一體は平常 御膝元に可被罷在儀に有之候へば在邑中ながらも事に寄言上被仕候儀も可有御坐候處多分御老中方へ可被申達候へども品に寄御手許へ被差出候ても可然哉尤此節差當り言上被致度事有之候にも無之又何事を言上仕候哉私儀は勿論承知不仕事に御坐候へ共廣く右の廉を承知被致度無屹度御問合申候旨被申述候へば

御意の趣段々奉畏候右は同列共へも申合候上御請可仕筈に候へ共外様とも違ひ候ゆへ一存にて御請申上候 御政體に拘り候儀は年寄衆へ被仰立可然候其内御英斷より出候てケ様にもありたき事と



思召候の儀は私へ被仰遣候迎もくるしかるまじく奉存候と

奥ゆかしく申述候ゆへ

御老中方へ申立候儀は勿論有事に可有御坐哉に御坐候へども全く品に寄申上候儀を御問合申候儀に御坐候夫も私輩は一向不存事ゆへ如何様の品とも申兼候へども大意御推察被下候様扱又右様の儀言上仕候節は封書にて差上候方可然哉又は皆様迄御文通申候方可然哉と被申候へば

御封印にて被遣候はゞ封のまゝ御披露於 御前開封仕候へども是は御用御側の舊例不宜

私名宛にて被遣候はゞ私拜見仕り直に御披露仕り萬々一乍不及當時の事情如何に奉存候儀は又々中納言様へ御問返へし申上其上にて御披露仕候方可然奉存候既に其品をば申兼候へども過日も越前守迄 御存意被仰遣逐一入 御聽候處

上様にも殊の外 御満足被 思召夫々其筋々へも早速御懸被遊候此節小臣ものさへ夫々存意等申立追々入  
御聽候へば御用ひに相成候儀も有之候況や 御家がら殊に 中納言様より被 仰立候御儀は格別に御坐候間此義幾重にも被 仰上に致度旨被申聞候



己丑史局日記

文政十二年

自四月朔至九月廿九日

○編者註

（本書は水戸修史局日記にして前半は會澤恒藏の筆、後半は東湖の筆に係る）

文政十二年己丑史局日記

大竹與五兵衛親從

攝職

五月十九日出爲教授

會澤

恒藏

安

五月十九日命攝職

藤田虎之介彪



四月朔 素讀御吟味有之興津殿 朝比奈殿

四日 御用書仕出

一 成公様百回御忌御停止中に付御次講釋止

九日 御用書仕出

十日

一 恒藏産穢引

十一日

一 成公様百回御忌被爲濟候付於

御殿中當番切御赤飯被下館僚も御目付方へ斷之上罷出致頂戴候事

十四日 御用書與五兵衛宅へ仕出

十七日 兩日共天陰不雨

東照宮御祭禮無滯相濟

十八日

一 恒藏今日へ出勤先達多飯村榴太郎書寫御雇申出之儀ニ付與一左衛門殿へ對談浪華梅障切之事も申述

十九日 御用書仕出

一 基通道家傳并承久諸臣傳江戸へ爲登候事

廿三日

一 浪華梅木除切御目付方見分來檜大枝一本外檜三本椎一本切候筈

但切候上にも木障除不申候は、其節何れにも可相成旨御徒目付安藤

祐三郎申候由之事

廿四日 御用書仕出

一 近衛紀摺本新校補闕候分共江戸へ爲登候事

一 若年寄衆へ呼出に付罷出候所飯村榴太郎亡父御扶持通帳之儀に付先

達恐入申出候處以來之儀相達候様口達有之候事



廿九日 御用書仕出

五月朔 素讀御吟味有之朝比奈殿

一當年晒書止之儀申來候彌太郎殿 戶別紙添申來

彌太郎殿申來候手紙寫

國史校合爲手繰虫干相止候儀に付別紙之通於江府申出候所當年之儀は申出之通相濟候條申合宜御取扱可被有之候以上

五月朔日

江戸表申出書付彌太郎殿申相廻候寫

於御國史館御書物虫干中は國史校合相休候儀御座候處當年中江戸水戸共無間斷取掛候は、大抵は校合相濟可申哉と奉存候へは當年は虫干相休平日之通相勤候様於御國御達相成候様仕度候一ヶ年位は虫干不致候共樟腦入替候は、虫付候儀有之間敷候尤先年も相休候儀御座候依此段申出候以上

四月

惣裁共

二日 大雹

三日

一大成殿晒に付今日館務相止

四日

一都築政二郎眼疾に付系纂書寫當座御雇御免願相濟

五日

一飯村榴太郎書寫御雇之儀に付若年寄衆申昨日再回返有之又々申出候事文通等御用  
筆筒へ入置

九日 御用書仕出

十一日

一飯村榴太郎史館御雇被 仰付

十二日



一秋山茂三郎系纂方當座雇鈴木子之吉庄藏弟尊卑分脈書寫當座御雇之儀  
彌太郎殿へ申出

一恒藏諸澤村百姓彌右衛門へ對談仕度御暇願先日相濟右逗留中惣裁代  
役之事藤田虎之介與五兵衛一同申合相動候様申出も相濟候處右之儀  
虎之介へ支配頭之達に相成候間今日恒藏事彌太郎氏に對談之序に以  
後は右等館勤之儀は當人に直に御達に相成候様にと申候所彌太郎殿  
被申候右は調違歟も不相分候所近來組入候族へは都而支配頭之達候  
事故左様にも候歟若次第も有之候は、追而達可申と申候間恒藏申候  
は組入候者へ當人身分之儀に候へは都而支配頭之御達に相成候所右  
様館務之儀は是迄直に當人へ御達に相成候既に去年中恒藏江戸へ罷  
登候節逗留中代役之儀虎之介へ御達直に相成候旨相對候得は彌太郎  
殿左様に候は、此方調違に可有之候若次第も有之候は、追而可申候  
へ共外に次第も無之候は、別に達申間敷旨被申聞候事

十四日 御用書仕出

一先日江戸表の御用書に

西山公御筆之彰考館御額字江戸新館へも摹寫にて御用ひに相成候旨  
御意有之候間爲榻候而爲登候様申來候間今日榻らせ爲指登候依る御  
用書にも御存知之通此方に而も平日は榻不申御用初に計榻候事に候  
へは貴館に而もやはり御同様之御事と奉存候貴館には  
上公にも度々被爲入候御儀と相見此方に而も違候様にも候へ共此方逆  
も御上段も有之御在國之節は貴地と御同様被爲入候御儀故貴地に  
而も館中へ  
上公不被爲入候節はやはり此方と同様と相見候へは御同例に相成候  
事とは奉存候へ共心得之ために承知致置申度候扱又後世に至摹候方  
と舊物と混し不申ためには貴館に而も御裏書に而も出來候哉と奉存候  
是亦爲心得承知致置申度奉存候旨今日江戸へ申遣候事



（註 以上會澤恒藏筆）

十九日 藤田虎之介參政呼出にて罷出候處恒藏様史館勤は御免被遊教授  
被仰付候條恒藏へ達可申惣裁欠職中代役之儀虎之介へ被仰付候條與五  
兵衛へ申合相勤候様兩様達に成る

廿二日

一會澤恒藏史館御出入之事參政へ手紙に申出  
一恒藏講番勤振之事伺出候所大廣間講は代役兩人へ打組御次并舜水祠  
堂講は是迄勤來候講番之族へ打込相勤候様取扱可申旨彌太郎殿より  
申來候事

六月朔 素讀御吟有之執政興津殿  
參政朝比奈殿

四日 初鮭内之物 大廟へ御備に相成候付今日御次講釋相止候旨御小姓

頭を申來る奇々

十五日 素讀御吟味有之 虎之介不快に付杉山千太郎勤之山野邊殿  
朝比奈殿

十九日 江戸新館も落成いたし當十三日上梁之 御文御納に可相成筈之  
處先日紀州太眞様御逝去御停止中故御見合せに相成近日別に日を擇御  
上梁之御祝儀可有之尤御納之御文は 御筆にて十三日と被遊候儀故や  
はり十三日の振にいたし置追而御祝儀之節奉讀可申趣去る十六日御用  
書に申來候付 太眞様御逝去に付上梁御祝儀御延引に相成候段は無據  
御儀御尤至極奉存候へ共右御祝儀御延引別に日を擇御祝可被爲在候上  
は 御筆御文の日付けも御改め可然奉存候然る所貴論之通十三日に被  
遊置候ては名實相違之段は勿論後世を拜見仕候は、やはり御停止中上  
梁御式御行ひ被遊候様相見へ何共如何敷奉存候旨今日江館へ申遣す此  
返書遂に不來

廿六日 新館上梁御祝廿五日に定り候由江官を申來る



七月朔 素讀御吟味有之 赤林殿 中村殿  
四日 御用書仕出す

是日虎之介江館眞職青山量介へ一書を與へ館局の大弊五事を論す其目計左に記す

心術不正者不宜預館職 正人實學不宜廢棄 攝職之選不宜在彪 史業督責不宜迫蹙 虛文紛飾不宜助長

此五事助九郎へも可議之處故ありて別に介九郎へ一書を作り與へたるゆへ量介へ計申越候也

十一日 量介介九郎各返書來る 去る八日 君夫人江戸新館へ被爲入候由今日傳聞

廿一日 此度 尊慮にて校正局一同江戸詰可被 仰付 御内意被爲在候由江館を申來る

廿四日 右返書遣す 案文御用筆筒へ入置く

是日城長茂傳改正之分爲登る是は事實甚謬誤有之を國友與五郎心付考索之上改正候也尤右傳謬誤之次第は先輩高橋子追々疑置候事にて百年論定杯にも相見へ候へは與五郎改正之通りにいたし可然存候旨申遣す扱又右傳義仲中傳へ大に關係有之候處義仲傳は最早謬誤之儘にて上木に相成候事と被存申候少々之異同等と違ひ事實謬誤之事に候間たとひ改刻いたし候とも其儘には難打捨置候様存候旨も申遣す

八月朔雨 虎之介登 城御祝儀申上る 是日一役達あり  
四日 御用書仕出す

十一日 去月廿四日城長茂傳之事江館へ及相談候處其通り改定可然旨挨拶來る但義仲傳へ關係之事一向挨拶無之

十四日 長茂傳少々不穩候處有之候付又々爲登る義仲傳は如何御改定に相成候哉承度由申遣す

己丑八月十四日御用書



九日御用狀致拜見候

上々様益御機嫌克被遊御座候由御同意奉恐悅候

一長茂傳御一閱被下候處本文改定之分は宜候へ共注説冗長にて失體候様被思召仍一兩所御削り被成候て御下し被下候趣委細御尤之御儀奉存候然る所別紙下け札へ相認候通少々不穩候様にも存候間右傳又々爲指登申候尤最早御裁正相濟候分又々爲差登候も如何敷候得共折角心付候事に御座候間今一往御閱被下候上御裁正可被下候扱又右傳義仲傳へ關係御座候處別紙之通改定可然被思召候上は義仲傳も定而御改定に罷成候事と奉存候へ共心得に承知仕度候間後便可被仰上候

一御書物別紙之通爲差登申候

一志類稿取調爲差登候様被仰下委細相心得申候處此間中塙管庫忌引にて相引居惣八郎は病氣引にて管庫庄兵衛一人に御座候間右取調等行届兼候間今便は間に合兼申候左様御承知可被下候扱右志類稿等爲御

登に相成候は段々貴地にて志類御調に相成候御事と奉存候處御承知之通兵馬氏族刑法之三志は次郎左衛門相掛り居候事ゆへ右志料書拔虎之方に餘程有之候尤草稿相立候分は僅に刑法志三枚程氏族志數枚外條數兵馬志同上右位之事に相揃候事には無之其上塗抹點竄殊之外多く或は草書等にて一向相分兼候へ共書抜き候料迎も右之通にて反故紙其外片簡隻紙にも一寸相認候分多く何れにも見分兼虎之介去年中取懸相伺候へ共中々一人にて手廻り兼候間恒藏在職中追々備書生手明きものへ申付刑法氏族之分は大抵出來まづ館庫へ相納め置申候尤草稿不明等何れも次郎左衛門壯年之節認候分にて大に晩年之見と相違之事杯も相見候へ共此度段々志類御取調にも被成候は、御考にて罷成可申奉存候此度可差登様被仰付候古寫本之分にて相濟候歟も難計候へ共折角二十年來丹精いたし置候事に候へは空しく不□□明も無益之義と奉存候間此段得貴意候乍序御挨拶可被下候以上



十五日 大廣間講虎之介勤之 講釋御吟味有之執政山邊殿 參政關席

廿四日 秋分 御廟祭御祝文杉山千太郎勤之

晦日 館僚御慰勞願中村參政迄出す

九月朔陰 同斷に付御吟味止む

二日陰 御用書著 新館上梁御文之寫下る館僚一同初る拜見

四日晴 御用書仕出す

六日 御用書著

上公去月中少々御不豫之由申來る 是日長茂傳下る傳首數行は此度改正之分宜候間改候方可然義仲傳も右之分は改刻可致候其外はやはり元のまゝにいたし置可然旨申來る

九日晴 御用書仕出す長茂傳之儀は得と考閱之上追ふ可得御意旨申遣す

十日晴 御通事岡部忠平

上使を以例年之通館僚一同鮭魚頂戴仕候

十一日 御用書著 上公御不豫今以御同様之趣申來る

十四日 御用書仕出す

十五日 大廣間講會澤恒藏勤之

十六日 御用書著 上公御不豫今以御同様に被爲入候由申來

十九日陰夕雨 御用書仕出す

廿一日晴 御用書著 上公御不例今以御同遍之由申來る

廿四日陰 御用書仕出す

廿六日 御用書著 上公御病氣今以御同様に被爲入候由

廿九日晴 御用書仕出す

(註 以上藤田東湖筆)



庚寅 日 錄

天保元年

自四月朔日至同月廿七日

四月朔晴 早起修祭如常庄司子裕豐田芳卿堀川文淵青山伯卿秋山子雲淺

利德操根本仲德坂場彦介等稍々來集談論終日根坂二子先還入夜與諸子

賦詩至夜半而止豐堀二生共留宿於塾餘皆歸客歸後余訪三木氏鷄鳴辭歸

二日 是夜訪戶田銀次郎談國事 以疾不登館未時 柳原新九郎宅謹覽

君公親筆 親筆は文歩の武士□道云々の事也是は正中中諸向へ出たり

余か輩當時逼塞中にて延引せり同後藤安兵衛吉成又衛門造

三日 登館

四日 江戸狀を仕出す

五日 登館未時與杉鈴會秋四子山茂三郎訪根仲德談論至晡時是夜坂場彦介宅有汁

講余亦預焉



六日 登館

八日 登館

九日晴 登館 增子翁自馬廻轉書院番不爲非美事而其不復使役殊覺遺憾

十日晴 同杉士元訪山邊門子聽會伯民講書

十一日陰晴不定 登館

十二日陰 以疾不登館 夜與根仲德訪川瀨翁談時務鷄鳴歸家

十三日雨 宮本翁來談話自辰至午

十四日 登館聞鵠賦七絕 大森彌三左衛門自書院番頭遷若年寄深澤八次

郎自小監察遷與祐筆其他轉除數人

十五日晴 往賀增翁轉除歸途逢坂場彥助與往下町谷田部滋七子于其門見

余二人請入室晤言余與滋七一面識耳未嘗相往來是日始入其室談論移晷

晡時辭去到代官町逢吉履善與俱訪杉士元喫飯飲酒劇談至夜半頗覺愉快

四更歸家

十六日晴 朝飯後梅田相良二生請質疑反覆辯論至午時未時訪川瀨翁不遇

歸過池原六作談論至晡時廼又與六作訪川翁安島彥之允外宿覺衛門石神

庄屋爲人重厚精敏頗有幹事才云 在坐談論移刻而歸

十七日 東照宮祭辰以大雨不果三木庸池原六來訪終日晤言

十八日陰 午時至下街管如湧士女如亦一壯觀也余以丙戌春遊江戶既而丁

大艱去春服除而四月大祭之辰適有故到坂上村信宿而歸則余之不觀祭事

既四年矣水戶之爲國攘土僻遠平時過街市闐少人行一歲之中唯大祭之辰

遠近來觀上下之街各設舞俗樂莫不處成市

廿日 登館 根仲德來 申時擊劍

廿一日 登館 是日與杉士元到酒門展小篠丈人之墓丈人沒既十三年矣市

毛氏與余輩及其他門生議建碑其墓至是碑成且隨俗禮使寺僧修其所謂廻

向者亦岳武穆祭師之至情也晡時會于元宅會伯民瀨翁吉履善根仲德戶田

銀次皆來以戶田上途在近預約是日會集也相與談國事共謂戶田曰以足下



之才遇 君上之明新蒙拔擢將侍左右中興維新之責實在足下足下之任亦重矣任重而道遠弘毅二字足下其勿忽諸戶田欣然曰敢不盡力々々々脊々服膺而去盖自 君上襲封姦邪斥國事日競有志之士皆相賀以爲中興之業可躋足而待也而未敵退姦十分之一舉賢僅不過三四人而應召赴江邸者獨酒井市之允一人耳識者或不能無憾至去月廿九日戶田擢爲通事親近左右則有志之喜於是可知也

廿二日 家居

廿三日 先祖妣忌日修祭尤謹 是夕展墓

廿四日晴 是夕飛子謙鈴子賢國友生來訪 山口頼母川瀬七郎衛門復郡奉行

廿五日 余家素貧而去年以來國事維新百度將復 威義之舊其間忽喜忽憂者或一日而三四堯舜君民之心未嘗頃刻忘也性酷愛酒喜則舉白稱快憂則亦對樽慰懷喜皆既醉則余之貧不得不益甚也去冬祈寒無袍典防蚊帳以購

一衣今暑氣漸至蚊虻如湧終夜不能熟睡五六日來蚊益多今朝夢驚覺則衆蚊集面如鳴如訴拂之則去既而忽復來雖以余頑殆不堪其苦迺起點燈援筆而記時東方漸白曉鴉繞檐頓覺精神恍惚亦可一笑也朝飯後往賀川翁<sub>巳</sub>時吉履善來既而杉士元淺德操亦來談話移刻 申時擊劍是夜同德操訪跡部彦九郎

廿六日大風雨 登館 未時池原六作大嶺大八三木庸之介助川玄古來話  
廿七日雨 朝飯後宮本氏來 擊劍



巡村日録

天保二年

自四月廿五日  
至五月九日

○註 (東湖時に年二十六郡奉行那珂郡八田陣屋在勤祿二百石)

四月廿五日朝陰四ツ時分快晴夕雷氣有初夜小雨 朝五ツ過發途但馬上  
同行の僚屬 御郡方勤外元締 江幡定衛門  
内役手代 市毛清三郎

僕從四人  
武茂の出入を雇

柳千代太郎

照沼久米次郎

彦衛門

十三郎

瓜連村にて晝食中岡瓜連下大賀上岩瀬下岩瀬下根本下村田泉七村の役



人を寄凶荒備豫の爲 上は千金役所四千金都合五千金を以て稗藏御取  
殖の事申諭し其序種々の事を取りませ教諭過日太田村庄やを役所  
へ呼寄凶荒備豫の事直に申含悉く勵し候處歸村早速熟談の上村役人八  
人にて五百金横目格のもの二人にて貳百金相應人三十八人にて四百兩  
都合千兩指出し他所穀買入可申旨瓜連休所へ庄や來り告く余大に喜  
ひ再三慰諭す庄やも亦喜ぶ歸る

七ッ過時部垂へ着宿宇留野部垂兩村教諭

是日所過の村々麥作存の外よき方なり御通りにて此先き日和續き候は  
五六分の取實はあるべしと云尤野土の處當年はまづ相應の由なれば  
所過の村々は野土ゆへ可なりに見ゆるならん苗代も中位なり晩亭主立  
原傳十對話

指を補に錢

村方二千六百石の所荒地五分取八百石計尤一石に付七十五文位つゝ  
なれ共一體人は減し地は餘り甚指支候由青物魚物穀三運上にて諸役

は目に見え  
す新百姓取  
立たる杯可  
然

を補候ゆへまづ夫にて取續居候よし扱又免の土地澤山持たる兼并  
のものも餘郷程には無之田の貸地にても持候もの五人計之由

大坂屋某は傳十祖父の代他を夫婦子連にて來り傳十の長屋を借取付  
今は盛になり四軒迄になりたりと云 一人へ金拾兩つゝの割に村金  
を出し候由二十七年前南富坪等へ新百姓五十軒取立候處今は僅に十  
間計に成候由

當村溜穀是迄は一年に五俵位つゝの處此度厚き御世話も有之候付一  
年百俵餘つゝ積入候仕法に相成候と云

二十六日快晴輕暑 六ッ半時出立横瀬 原坪溜池一見是は前年廢候處を當  
庄屋中興したると云ふ少分の池也 上根  
本久慈岡岩崎 堰普請 上大賀晝休村々教諭夫を野上山方 小休  
教諭 丹生 堰見 下

小川に宿行 七ッ半時  
位着教諭

苗代麥作の様子昨日に同じ  
山方にて菖蒲太刀みせ商の分見答候事



山方無事衛門之子孫今は老年の母を置き黒鍬へ奉公の由  
孝子  
庄三郎衰候由與曾次越前に成かゝり候由

下小川村にて當春已來役人共葛根を掘候へは小民共も夫々掘候て夫食  
を補ひ四月下旬麥百俵も食のびたるべしと云是迄難澁人ならては葛を  
は掘ざるゆへ人々に恥たる處役人を初め候ゆへ人々掘候と云  
山方受地を作候者等例年々も殊の外農にすゝみ候趣比藤に少々の懸り  
今二條ありと云ふ

廿七日晴靄氣輕暑 匍匐坂を經富根を過ぎ湯澤見分西金にて晝食教諭

比藤大澤庄ヤ宅鹽澤新田へ入七ツ半時過ぎ大子に着宿

苗代可也に見ゆ麥作昨日所過少々不宜

富根杯にては最早渴水苗代にも指支候と云

冥賀も同上と云ふ齋藤玄  
元話

取付不殘八分鹽澤新田往古百四十軒程ありしと云今は七軒計り比藤先  
金堀之比と見えたり

庄や高負七兩計辨納と云

西金郷は玄孝制服の事

大澤村役人御城下出之入用壹貫二三百文位本渡には  
未定之由

二十八日晴時々陰靄氣如昨 五ツ半過大子出立出立前  
教諭南田氣下津原を經

袋田に到り温泉一見瀑布一見庄ヤ宅へ入教諭晝食

八ツ時出立久能瀨北田氣池田を下谷田にて稗藏見分七ツ半時中谷田泊

り  
袋田村役人御城下出入壹貫餘貳貫餘御用に寄るべしと云

御陣屋相罷候ては惡者増長の患あるべしと下谷田庄ヤ云

久野瀨往還に松あり經塚と云あり庄ヤ惣八祖先建たる由

池田に小高き處ありて松一森あり古城と云

中谷田の南山も右同斷中谷田屋敷九軒

昨夜今朝増子民部次郎來て御陣屋跡地の事を願候由



池田故城は近津明神縁起に出つと云

冥賀と中谷田と草飼場の掛合ありしが一體冥賀の荒島ゆへ冥賀へ金壹分つゝ谷田より出候てかり候様増子菊池兩郷士取扱ふと云

廿九日微陰夕小雨 五ツ半時發足冥賀淺川高岡上澤山田畫食 栃原相川新右も田へ着

一冥賀菊池小左倅同道にて出迎家體は大がらんなり但身上廻りし由

一此邊にて庄ヤ等物持を聞しに大生瀬の理十川山の惣次郎中谷田の藤衛門抔まづ相應なりと云冥賀庄ヤの咄と覺ゆ

一冥賀は水にこまる所にて最早田われたるありと云四五日中雨なければ田植難澁之由尤溜池にて少々は水ありと云

冥賀細徑の南に鎮守の如きものあり之を問へば菊池小左の墓所と云一淺川より八溝山を正面に望む近來迄八溝の華表ありしが一廢不復建と云淺川は用水場なり

一高岡上澤古は一村なりと云

一山田より栃原へ越る峠を頗る峻急株坂と云坂上に君の平と云あり遙に八溝山に對し西保内の諸村を一目に見渡し景地なり

一栃原の民の夫食は誠に人のくわれぬやうなる物を食し大病人等に非れば米の飯抔はなしと山田の庄や云〇栃原の田僅に一石餘〇相川へ越える前は各免の島なり

一山田より栃原の途中深澤みまはと云杉御立山あり一萬餘本ありと云

一相川は上ほど田方不宜是は冷水古新田より流れ来る注水なりのゆへなりとぞ此水開田山田に至る

一古新田は往古山田より來り開きし由祈願所等も今以て山田のよし座論懸り今の留村にありと庄や云〇古新田檢地帳には一村にしてあり相川の内の新田と混するゆへ古の字を加へしならんと庄や云

一相川の庄屋に此邊にて相應の村立は何村ぞと問に上澤高岡抔ならんと云左貫相川抔は不宜と云



一山田高負の者二人一人は組頭佐右衛門一人は父盲目子黒鍛奉公と云  
 五月朔 晝小雨陰晴不定 麥作不宜中の下 五ツ半時發足十町計り上金  
 澤へ小休教諭開田塙御倉地見分芦の倉平左衛門宅へ立寄 初原左貫中食教榎  
 野地上野宮泊り 七ツ過着  
 一六郎曰他にては金澤をよき村の様申候へ共懐合はよくも無之候  
 一開田庄やに近村の様子を聞くに金澤高岡杯よしと云開田蝕□□虫の方  
 は人別も相應なれども田方の方は次第に家數等減すと云  
 一初原源左衛門に、汝は貯穀あるよしなりと問へは去年の異作にて賣拂  
 候へ共五六百俵は致所持と云  
 一左貫の鎮守は花宣明神の所壁は宣に類したるものゆへ家作に壁をつ  
 け候へは災難ありとて皆板にて壁のかはりに造作すると云  
 一上野宮近津の社へ參詣す下野宮と當社は同時に建町付の中宮は元祿  
 年中建と庄やは云

一初原の中程に大杉あり其上に土藏あり遠方より見える藏なり兵介な  
 るものゝ由

一初原に御立山あり小雨降來しゆへ不見

二日陰夕雨 朝五ツ時發足礮上蛇穴等の坪を經八溝山に登山霧四塞數百  
 步之外不辨人影徒回首耳始上三王岳後入下坊道士宅修善 道士爲供藤餅  
 又喫所齋行厨憩移時而山色終不開乃下山歸上野宮又過里正宅遂經上鄉  
 至町附而宿

一上郷庄やの話に老人の咄に昔は一人前の御年貢大抵二兩小ばしなり  
 しが近年何れも山畠を捨て郷へのみ出て煙草を作るゆへ年貢出辻遙  
 に昔時に過きすと云

一此邊にては上郷村第一に百姓懐合よく上野宮尤も惡し町付は先つ可  
 なり尤も町付も家並の者は不宜と云飯村清

一義公八溝山に登り玉ふ事六度に及と云道士修善



- 一 上野宮に産する馬は石地にてそだつゆへ馬口□共好候由清蔵話
- 一 武公儀上坪たび澤藤兵衛へ種馬を預け玉ふ年々稗十、八俵つゝ
- 一 右藤兵衛は相應人の由にて今は組頭なり杉山一萬本餘所持尤身上昔には劣ると云

三日朝雨巳時より晴輕暑 四時頃出立慈雲寺馬場を過上郷へ至りコシヨウといへる草藪の坂を越澤又に至り又町付地内を經田ノ草に至る地切と云坂を越郷前に出て又少く坂を越白川郡榎野村に至り矢祭山見物夫より又引返し七曲り坂二十一を越え近津明神に參下野宮里正宅にて晝食教諭晝後小流小村にて久川へ入を越小坂を越見をろしと云久慈川を渡り三ヶ草村に至り大生瀨泊り

- 一 麥作前日に同じ大生瀨にては田植たる所餘程見ゆ
- 一 矢祭社に碑あり大内敬業常陸撰とあり文政己卯建つ
- 一 町付與左衛門咄に、此邊にては上澤高岡上金澤杯村立よしと云上郷上

野宮町付杯不宜と云

- 一 義公御詠一説に西行なりとも云由にて江幡定衛門覺候歌  
見ぬ人に何とかたらん陸奥の矢祭山の秋の夕暮
- 一 與五平存意に役所にて金貳百兩出し三兩つゝの女馬を五十疋買五兩つゝの種馬を五疋買其入用三十兩と見込都合金貳百兩にて仕法致し母馬を小人共へ預け年々駒を納させ尤永々納させ候計にては人々勵も薄く疎略に相成候間三疋の當子を納候上には右の母子を被下流に取扱候様相成候は、可然よし右は先年増子時代町付村徳左衛門當庄の祖二十疋計へ申付候取行候事も有之候へ共其節は母馬の見立不宜歟にて當子生せず追々年賦拂に相成候よし尤損金はなしと
- 一 保内にて茶を製し會津邊へ賣出候村々も有之候處近年は昔は兩に十六貫目迄したることもあると云ふ相場下落三十三貫目より三十六貫目位になりたるゆへ利分薄しと云
- 一 保内にてはたすけ不足の者苗代のために用候は格外其外絶て買たす



けを不用と云但當年初てホシカ大生瀬村へ少々入候由

一是迄は大生瀬筋へ入組候上州絹や一人に付二三百兩の商致候所御制限嚴重に相成候に付ては舊貸取立のみにて新商は一切なしと云

一高五六百石位の小百姓にても婦を娶候には手傳金三兩位并結納饗應等にては七八石物入候處結婚饗應は誠に質素に相成候ゆへ上より拜借の外自分借は一兩乃至二兩位にて事濟候よし

右三條與五平話

四日晴輕暑 五ツ半時發足山坂を越大野上郷に至り同下郷高足を經小生瀬にて晝食教諭夫より高倉に至り里正へ立寄新田の者共御褒美稱美等相達七ツ半時天下野へ着

一大野上郷に西洞東洞とあり土地高く冷氣勝の場所なりと云下郷は上郷よりは少し地も低しと云

一小生瀬に大藤氏三軒とありと云傳兵衛は祐之介の兄の由

一麥作保内は不宜高倉は頗よし天下野は猶よし

一天下野は村立盛に見え是迄過る所に比なき様見ゆ

一武弓新田の者共太古の風には感服せり中武弓坪の外三坪は不殘藤布駕さんなり

一謙太話に醉古遺稿にソク民編といふものあり

五日陰晴不定 袷衣にて相應に覺ゆ 辰半發本村東北行半里許登東金砂

山入東清寺而憩寺僧爲供菓茶且出寺所藏什物示予牛玉二水火古石一稱王惡

齒青牙一稱天狗爪皆怪妄浮誕不足取而所謂水玉者玲瓏々々頗可愛玩愛食

頃辭寺登山王祠直下至東染經中染西染至町田而喫午飯且會所過數村父老慰諭開說又賑中染貧民德三郎者金五圓德三感泣而去乃過和久田安棚

谷松平和田芦間東連寺至岩手而宿

一今日所過諸村大低在山田川在右川源出于高倉村松平村地有爲川所食者往年

江幡定右按其地鑿西岸通水其害漸去而近年其所鑿之地及又塞東岸水



害愈甚予登高見之沂其地數百年水勢屈曲甚迫西岸餘勢怒激所以遂食其東岸水勢如圖

徒罪にて漸々にほ

らせたし

一和久堰二十間余水か  
り五十石余

一芦間堰和田地内にあり

水かゝり多しと云、數百石

一松平堰國安地内にあり水かゝり三十石余

一久米堰東連芦間の間にあり數百石水かゝり

今日所過麥作皆宜し但東染の上の方不宜其餘は去年程にとりたし抔云

六日陰朝夕雨但朝は夜前より降續しなり蒸暑

辰半雨歇乃發本村暫入千手行

數十步而歸經高柿竹合箕村下利員至中利員午食遂過上利員赤土下宮河

内東谷生井澤押沼至上宮河内而宿



228077

一上下利員邊此地之民種煙草以爲餘業曩時大低家得五圓許而近年或有

得十餘金者蓋不啻草價稍騰所種之數亦多種昔時云治部話

一上利員有保魯津毛坂相傳往時攻金砂之時將士着母衣之處今土人訛稱

保魯須毛坂坂在第一  
華表云

一稍西有一丘天晴則水城入望云上利員無甚富饒者又無甚貧困者以故土

地之厚薄亦不甚軒輊云治部古説

一押沼山上有宜四面遠望之地曰三本松以三株古松突立其地名之云

一下宮中央有小山蒼鬱而秀出者愛宕山也

七日陰晴不定雷雨夕驟雨 以巳時發本村直過兩夜之間登金砂山到諸澤地

割坪午食時晴雲四起雷雨忽至須臾雲晴雨歇天色清爽乃跨馬而出觀燧窟

二所過田野又經諸澤南隅驟雨忽來而不用雨具晡時至西野内而宿

一諸澤有會氏、木村、中島、海老根四氏庄屋組頭大底不出四家之外云見在庄  
屋組頭

欠海老根  
一氏云



一 上宮河内中央有小山突出祠在其上者名曰要害  
一金砂之東南有道祿神山山高於金砂甚宜眺望至水戸城東之羅漢堂亦可  
遠見云

八日快晴夕有微雷不雨 以巳時發本村行數百步至久岸川取舟至小貫陸行  
半里許又取舟至辰野經鹽原小倉富岡花房至上新地午食過川島下新地中  
野至大里而宿

一 今日所過麥の景氣頗よしならし七分位なりと云

一 川島田間有古松曰一本松寛永檢地之籍已有一本松之稱而其大其圍與  
當時所記不甚齟齬則蓋數百年之物也小島亦有古松若此者云

一 上新地下新地之村田元屬久慈川南川勢一變遂屬川北且沙土新出壤土  
稍廣成二村落也上新地及川島有川迹其地今皆爲田而其墾田在寛永以  
後則兩村之土壤稍廣不甚遠也上新地宿者上岩瀨之地下新地者下岩瀨  
之地後成各村新三郎説據之則宇留野村不動下坪亦屬川南也

亦屬川南也  
一 川島新三郎年七十三役義四十三年勤中崎藤次郎より一年早しと云

一 中野村にて淺川を以て小新堰を作る

一 小貫の水除土手天明の大水并文化九文政七の水にてぬける

一 川島の水除元祿年中出來候由大水の時は下新地は川中となる

一 昨日の雷雨雹交りにて釜額邊は穂を打折麥も餘程落と云

九日晴日暈 以辰半發本村一見稗廩經藥谷大方久米大平玉造大門増井新  
宿馬場至太田入城中見稗倉午食後見地之可建□者過稻下天神林藤田宿  
栗原○藥谷藤田の堰近村にての大堰なり○藥谷川欠け□蝕虫患○藤田に山  
田川の流候跡あり島の地入化東島坪あり元祿年間川堀候由



目録の所載通り、前日、後日、... (faint text)

不息齋日録

自天保三年七月朔日  
至同五年十二月六日

○註 (東湖時に年二十  
七通事二百石)

天保三年壬辰

- 七月朔 余去月廿七日夜水戸田見小路の役宅を發し家累を携途に上り今日未時小石川臺の邸舎に至即刻禮服を着 御殿へ出仕御通事詰所に入 御機嫌奉伺月番執政參政代小姓頭及同僚の宅を訪ひ晡時舎に歸る
- 二日 今日又禮服を着詰所に至り小従人目付立合にて中奥通り神文相濟 無程 御前へ罷出候處久ぶりで逢との 御意有之御前を相引是日より
- 三日は見習四日めより御番入の前例なり
- 三日 余定御供御囉御衣紋懸りを命せらる
- 四日 右兩日見習
- 五日 當番入



七日 昨六日小松崎權平格式元の如くにて同僚再勤を命せらる余始て御  
供見習を勤む

九日 當番

十日 御國作毛如何可有之と 御尋あり中作以上に可有之旨言上す

十一日 例月の通り 御會讀あり讃州侯御出あり山邊門子清虛渡邊友部

等列席 此日山口頼母發  
途御國へ下る

十三日 當番 少々御不列表 出御御延引

十四日 御復常 五日よりは日迄日々出仕是も前例なり

十五日 奥御對面所にて猿樂あり

十六日 是夜大雨 始て非番戸田銀二郎兄弟と共に小梅へゆき石川勝藏を

訪ひ夫より墨水に泛ひ蘇子赤壁の遊に擬頗愉快を覺是日渡邊半介執政  
となる

十七日 當番

十八日 早起御囃子定日々數多過候旨并御誕生御祝不宜旨兩條筈子を呈  
す御書入にて即刻下る

十九日 佃島にて萩野流烽火有之に付前夜深更に 御筆を以て近臣七人  
遠乘にて可見届旨あり同役にて戸田横山小子三人なり五ッ時出馬夜四  
ッ過歸舍

二十日 明廿一日御守殿生身玉御膳上げの御囃子有之候事に付一寸出仕  
鶴殿平七へ對談御囃子定日相減度旨演述

廿一日 猿樂あり宿直是日薩州より到來の海鼠を賜

廿三日 佃島に又烽火あり 中島流 前日残りの人數々人遠乗被 仰付是夕門  
子を訪ふ

廿三日 代り番にて出仕

廿四日 御國狀數通出す小林榮太郎來る七ッ時過戸田來り御成小路邊へ  
同行是日島村辰藏御樂御相手を命せらる余後に之を聞て竊に嘆息す加



藤八郎大夫御目見 義公御贈官に付京都へ御使被 仰含ありと云  
廿五日 當番にて出仕除目拾一人輕部平左衛門西丸御城付より本丸に移  
る朝比奈七郎衛門使番より西丸御城付となり久貝十次郎戸祭多門御前  
小姓となり秋田九十九兒小姓より御次小姓吉野鏘之介御相手より兒小  
姓御近習となる其外未詳余始て御麻上下拜領す是夜宿直  
廿六日 早起 御庭出御の節御先立に罷出候へば御脇指長を御拔被遊拜  
見被 仰付畢盛景の御刀三本拜見被 仰付候是日芝日陰町邊迄出行  
廿七日 代り番 威義二公以來の 御城書の内御見合に可相成ケ條御番  
の節書拔候様新井源八郎一同に命を蒙る但二人に限りたることに非  
す一統も閑暇の節は書拔候様昨廿六日御國よりの來狀開き見れば御目  
付跡部彦九郎寄合指引に轉し御徒目付金子孫三郎吟味役に轉し白石又  
衛門小納戸列調役となり大嶺大八御國馬廻となる尤原田善衛門江戸寺  
社役となる是は可なりといへとも得る所失ふ所の十一を償ふに足らず

噫々々々

廿八日 淺草より通り町邊へ出午時過歸る

廿九日 早起 威公へ御備物の御手長相勤め歸後御國へ書狀數通仕出す

夜八大家讀本二冊句讀す戸田彌二來る

晦 鈴木季吉追放

八 朔 兩丸御城御供 是夜泊り

二日 朝茶椀拜受 渡友監多獨謁自已半至未半御目付欠席并に御在國の  
ことなるべし是日親書を賜三秋月見の囃子は一團停廢の旨なり代り番

三日 上野邊へゆく戸田同道 落書を溜りの入口へ張り玉ふ

四日 田丸郡宰町奉行御國用人へ封書下る夕戸田來る

五日 當番渡友謁自已半至午半後に聞くに是日宿次發すと云ふ酒井御歸

國を拒くゆへと云ふ

六日 岡崎内膳を訪ひ馳走になる是夜戸田を訪ひ共に酒井を訪ふ不逢大



六雨

七日 代り番

九日 大久保甚五左衛門側用人となる浩歎々々、清虚昨日早く退出今日より病氣にて出勤なし定て大久保のことに付てのことゝ有志の者は推察

十日 當番

十一日 是日御會讀 讃州侯大學君掃部君來る余講順にて論語巧言令色

より三章講す清虚出勤有志の士失望

十二日 代り番、是日大學君來り玉ひ御名劍類御拜見余も正宗の御刀等拜

見渡邊及監察伺あり

十三日 雲雀上使に付見習として出仕同爲御禮 出御濟歸宅御登 城前

渡邊伺あり伺の席へ君夫人臨み玉ふやうに聞ゆ不詳

十四日 是夜戸田及遠山を訪ふ遠山にて微醉

十五日 御供晝後賜酒近來なき醉なり 夜宿直

十六日 夜大戸田高須小林來る江甚太も亦來る

十七日 代り番 朝酒井市來る吉田養本來る

廿日 當番 午後菊池奎齋、吉田養本來る

廿二日 代り番 是夜訪門子山國等轉除候事を聞き浩歎々々

廿四日 八ッ歸り原田三左衛門上着す 是夜戸田來る

廿五日 岡崎内膳と共に下町へゆく

廿六日 當番今朝原田を訪ふ 去る廿四日山國御國通事石宗御國馬廻高久源五小

十人となる國事至此不勝痛哭々々々

廿七日 今朝 御神位へ御拜御先立、來年は水戸へ下ルカトウシソツチコ

ツチアリイテイルナと 御意に是夕石崎青杯來る夜原田戸田來り鶏鳴

に至る相共に國事を論徒に嘆息するのみ

廿八日 代り番、是日御家中惣領二男初御目見三十餘人あり四半より九半

時迄渡邊友部伺あり直に監察兩人被 召夕刻に至り傳衛門を召す退出



に付不出 水野羽州より内々生干鯉壹籠獻上す  
廿九日 外岡龍三郎御旗本山田壽之介の僕に殺害せられ今日幕府より内  
沙汰ありと云ふ監察夜中に伺ありと云ふ  
九月朔 御登城 扈從す  
二日 久保田林太郎より一封の呈書被頼指出す  
三日 當番 虎之介は明日の供に出るかもし出ずば心得にも相成候ゆへ  
可出との命あり  
四日 大城御能に付 御登城余扈從 御召替云々申上る 小山田軍平平  
松介太郎下る監察府を撫鎮する策と見ゆ  
五日 御禮御登城 扈從  
六日 夫人御安座并に御移遷の御祝猿樂あり後宮喧然可嘆  
七日 原田始て謁す  
八日 上野扈從 虎之介も居るから與衛門を兵庫の方へ可遣云々 戸田

獨謁あり 戸田一同まひたけ拜受

九日 重陽御式御加へに出つ 久保田へ返書出す  
十日 是夕猿樂御稽古あり可嘆余にも稽古するやうに内膳へ命ぜらる  
十一日 代り番申合にて朝出  
十二日 是夕猿樂御稽古あり  
十三日 八ッ歸 位記口宣御頂戴 余故ありて拜見  
十四日 位記口宣のこと 封事を呈する處行違て不出  
十五日 扈從登城 途中にて戸田への書を渡し玉ふ 高久の呈書を出  
す 是夜猿樂御稽古  
十六日 泊り明け七ツ時御國より來書あり開き見れば去る十二日御國御  
用左之通り

岡田 佐次衛門 服部 源七郎  
右兩人御馬廻列被遊小従人目付迄



増山 丑五郎 御徒目付

外に急御用左之通

久保田林太郎 濱野熊五郎 名越平藏

小瀬軍藏 駒田久左衛門 高野富次郎

赤井四郎左衛門

何れも小普請組

監察府跡部金子轉除以來大騒動の所次第々々に正論の徒罪を得七人の正議迄如斯になりたり國家の大事是ざりと存一封を作り是非獨謁言上仕度事を申上る外に杉山鈴木の呈書呈す

十七日 今朝紅葉山に扈從す御休息所にて一寸 召さる御書付を賜ふ昨

夜の上書 御覽被遊候處獨謁は不容易銀次郎取次にて可申上旨なり

十八日 戸田獨謁あり 公にも頗る御悔悟のよし跡部小姓頭に轉し又七

人の小監察不殘召出すべきかと 御意ありし由愉快

十九日 夜戸田原田來訪戸田へ 公の命を傳へ數ヶ條申合

廿日 當番一封を上り委細戸田へ申合候間御聽聞被下様申上る且つ外

岡一件の風聞菊池奎齋を聞申上る

廿一日 代り番岡崎合 是夜封事を呈す來る廿五日の猿樂此節は御延引可然よしを申上る

廿二日 會澤より一書來る大久保要の書在中小原忠次郎より一書來る封事を呈しくれ候様の頼なり是日戸田獨謁七監察のこと急には出來まじと云々跡部はきまじたり云々岡部等のこと何等御挨拶なし吾戸田に與ふる所のヶ條書御手元へ御とめのよし御囃子のことに付御直書戸田を以て密に御下けになる 御僻説なり可嘆々々

廿五日 是日御番事御囃子あり 公も親ら舞ひ玉ふ浩歎々々

廿六日 淺草和泉書肆へゆき戰國策國語等を購す是日岡嶋藤左衛門御用人鈴木藤兵衛小十人目付組頭



廿七日 代り番 郡宰并久保田の封事を呈す  
廿九日 是日御國執政并田丸へ御封書下る原田大久保と共に謁す  
晦日 當番 原田封事を呈す

十月朔日 御國執政共々封事を上る是夜戸田と共に下町にゆく殺風景

二日 代り番吉成より來る所の外岡風聞書を上る序に國事のこと一寸呈す是朝戸田獨謁鎮撫使の命あり是夕於御坐菓子を賜ふ

三日 戸田鎮撫の命を辭す 御封書戸田へ下る

○千雷は川瀬七郎左衛門也

四日 是日永井政介上州より到着内々對話す政介は千雷の内命を受外岡の風聞書に出たるなり

五日 當番是日小梅御鷹野あり夜政介の持來れる風聞書を呈す

(安井久曰、外岡一件東湖手記左に參考の爲め附記す)

○外岡一件風聞壬辰九月永井政介所聞

召捕物御用罷出候節外岡龍三郎殿風聞をも密に承候様御頭様より被

仰付候次第左の通

一 御勘定山田壽之介下座觸にて通行に付外岡龍三郎殿道脇へ寄り控候へば何者の由相尋候に付水府御家中の由相答候へば駕籠脇の侍下坐いたし候様に申聞に付下坐は致兼候趣を相斷候處侍參り龍三郎殿の肩へ手をかけ押候ゆへよろばり候程の由に候其間籠駕も通りぬけ同勢のもの口々悪口いたし通ぬけ候由の處龍三郎殿引返し用捨成兼候趣を申以前の侍の笠の上よりあこの下りに程々切り下候由外にも手を負候由其内に人々かけ付戰候四人に手を爲負自分も疲れ候處壽之介鍵持の者やりにて脇より突通候ゆへ及落命候故壽之介家來も九死一生の者も有之由物語候事

右は野州佐野の郷同所より三里半北の山へ入り下千波村百姓長八宅へ八月末のころ草津より立石村邊を通り下りの武者修行の者參り六七日滯留仕候内物咄の由を佐野の豪家青山百太郎より直に承



り申候

一 佐野邊の風聞も喧嘩の起りは右に同じ七八人と戦候所を鎧にて鎧持後ろより突留候由

一 壽之介下坐觸にて通行仕候所龍三郎殿行逢候て下坐不致控居候處駕籠脇の侍参りかぶり居候笠を引捨てじつてにて二ツ三ツ打候よし間もなく駕籠も通りぬけ候處同勢の者も悪口いたし通候由然る處貳町程も行過ぎ龍三郎殿鎧をば荷物へ付置自分は支度いたし追かけ聲をかけ已前に被打候侍へ笠の上よりあこの下りに程々切り下二の太刀にて大袈裟に打候へども薄手にてかた先より股の邊までそげ候て切り下け候由其内人々出逢八人程を相手に鎧打合候内鎧持後ろより突抜候由の事

右は同國梁田宿中屋喜三郎と申もの八月廿七八日頃いかほの湯より歸りがけ草津温泉歸りの士へ行逢山中道倉ヶ野宿にて同宿承候

よし直に承る

一 何方の者は不分旅人の由此もの喧嘩の場所へ行逢遠方より見候處八人程と打合候處をやりにて後より突通し候よし

是は梁田邊の風聞

一 上州桐生邊の風聞も右同斷に付略す

一 龍三郎殿馬に乗り鎧持を連れ歸路にて壽之介に出逢候所下坐觸有之候に付馬より下り往來をよけ通り候處を駕籠脇の侍参り冠り居候笠を引捨むなひもを取りすへ候内に駕籠は通りぬけ候ゆへ物別れに相成候所龍三郎殿鎧持をば荷物へ付置自分計引返し間合四五間迄は靜に歩行夫より走りかゝり候へば已前の侍出合候處を笠の上より切付け二三ヶ所手爲負候ゆへ働も不相成候處に人々追々出逢戦候所又一二人二ヶ所手を負候よし都合七八人にて打合候内鎧持後ろよりやりにて突候由の事



一 水戸様より隠密の者貳百人も出居候由風聞の事

右は上州太田宿の風聞喧嘩の次第は畝歩改請候書付内見を願候爲に澤渡の湯の邊迄参り候節承候よし

一 九月中旬古賀横町常光寺内の老僧信州より草津へ廻り立石村を通り懸り候所上の御役人検屍の由にて村人足の者罷出居候處へ立寄り立石坂の茶屋に人も居不申候は何の次第と相尋候へば人足共申聞には此度御勘定様と水戸様御家中此前にて事起り喧嘩出来大變に相成此村抔はあさ土地にて當時最中の渡世に候處あさをば皆くさらかし彼是三十日計人足に村中罷出候ゆへ誠に無此上大難澁にて猶又其場所并喧嘩の様子相尋候へば場所は是より三町計の所へ死人へ箱をかぶせ置候て人足大勢番致居候間定て見候半、死人は鹽に致候ては金も入候間其儘に致置候間虫など甚にはほひ候間相しれ候筈喧嘩の次第は御勘定の駕籠へ近寄脇の者へ手を爲負駕籠へ切付候所壽之介は駕籠よ

り逃出候に付侍兩人へ手爲負其内に壽之介鍵を取出出合一と突付候へば倒候處を上手より突返候ゆへ落命の由侍も深手の由人足共申候由

一 此度御勘定畝歩改にて増永の達有之候へども金さへ賄候へば相濟候由此村等五ヶ村にても金五兩を出し受見濟に候由

右は九月廿六日上州境宿の脇酒屋にて右老僧より直に承候事

一 九月廿八日上州大戸宿より壹里程東の山に小柄山大權げんの祭に付参詣仕候處余程人も出候祭に御坐候間數人へ尋候へとも何れも遠慮仕候様此方の咄のみ承候處一人近村の者の由四十計の男の咄

一 壽之介下坐觸にて通行龍三郎殿道脇へ控候へば笠を取候様申に付水戸殿家中の様相笠をば取兼候よし申候處壽之介家來参り龍三郎殿冠り居候笠を取捨押倒候ゆへ着類もよこれ候由仍て龍三郎殿次第を尋候へば御朱印御證文の譯承度候は、草津まで引返候様申通ぬけ候



由仍て龍三郎殿引返候處其様子如何にも不宜候に付代官山本大膳手代共龍三郎殿を申なだめ候よし主意に不叶候かふり捨追懸け候て駕籠近く參候へは何者と侍萬藏聲をかけ候處を直様切付候由駕籠へも打懸り候とも申候夫より打合の人数は駈とは分り兼候へとも大勢と申ことに御坐候さりなから萬藏倒候後は老人の者一人働に候よし餘は刀を持候と申計爲指事も無之との風聞に御坐候戰候處を後ろより鍵にてつき候と申事に候へども壽之介とも鍵持とも申し駈とは不相分候へども壽之介に可有之と申事に御坐候

一以前は怪我人三人と承候處此頃は二人と申事に御坐候

一突候鍵は餘程達者の由直にねじり倒候由後に刀にて頭等へ疵付候風聞の事

一はるな山の北蟻川村の仙達本は高松の浪士のよし此者の咄  
水戸の御家中は餘ほど手きゝの風聞に候所切り候場何れも見込違

候ゆへ取のぼせ候か又は御取沙汰様には無之かと申事に有之壽之介は鍵は達者の由なれども後より突通し其上死候者へ疵つけ候始末更に論は無之もの如何にも餘人と爲戰置仕留候には相違無之事と相見候由物語も承候よし

一土屋茂八郎檢死の砌やりきずとも駈とは申兼候と申述候由にて取沙汰有之評判の事

一須賀尾宿の東七八町許の處有之茶屋佐次右衛門の咄に喧嘩の次第は前に小柄山にて承候と大略同じに付略す壽之介家來三人怪我人の由に候所此頃は二人と申事に候又やはり餘程達者に突候砌やり玉に上候位と申沙汰のよし直に承申候

一立石村庄屋にも承候所此者はあとより參候へども誠に間もなく喧嘩は事濟候ゆへ事がら不相辨由右茶屋の物語を直に承り申候

一須賀尾宿よし野屋と申旅店の主人事がらをば申兼候様子に候へども



龍三郎出立候砌大言を吐候事抔は皆々作り事に可有之由つきし人は  
鍵持には無之候由風聞是も直に承り申候

一 中の原と須賀尾との中程上下頃茶屋に老人の女居候所にて承り候處  
壽之介は喧嘩の砌は牀几に腰かけ見届居一人の命と申は大切に候間  
不殺様抔被申候由又侍の内刀にて龍三郎殿の肩を切り候ゆへ倒候よ  
し如何にも龍三郎草津出立の砌は宿にて取おさへ候へども承知無之  
是非公義の役人に出逢見度よし被申候由此邊の風聞草津迄の茶屋并  
草津茶屋旅店の事ども皆是のみ咄申候又土屋茂八郎を働のある者  
の由風聞有之候此風聞不致ものは喧嘩の次第は不辨事とのみ相はづ  
し候事

一 山田壽之介泊り殊の外近く一日路を二日にいたし村々難澁の由其外  
非道らしき事も無之事

右河原湯本陣孫左衛門の咄直に承る

一 怪我人三人有之内一人は耳を被切藪の内よりひろひ出し赤岩村の醫  
ぬひ候よし

一 壽之介やりのさやはづせと申聲は聞候もの有之よし

右横かべ村野老の話

一 草津みやや市郎衛門の所にて認置候姓名

御勘定奉行様より  
御朱印

御用人

山田壽之介

篠原萬藏

和田利平太

古橋新左衛門様手代  
多官藏

水野出羽守  
御證文御ふしん役

出羽守様  
御普請役  
飛驒守様  
御朱印  
格のよし

九月十六日 出立

水戸様御家中

外岡龍三郎

家來利兵衛



九月十三日御檢屍濟

大原四郎左衛門様手代 土屋茂八郎

山本大膳様手代 中村爲介

邊見小野右衛門

須藤保次郎

平塚福次郎

惣方人數七拾人かに有之候事

六日 翌朝御封書下る御在國來正月中と被 仰出政介發足之を本郷に餞

す是夕衣紋稽古

七日 代り番昨日の御請を呈す是夕御拳の驚を賜ふ

八日 封事を草す跡部御歸國中御國勤之説なり原田來訪

九日 御國狀差出す 准豫之師郡隨之震東坤之晋卜筮の卦

(安井久曰、東湖卜筮の准豫之師とは誰のことを筮したか知れぬが易  
 雷地豫の「豫は侯を建て師をやるに利し」とある彖辭の如く人心和悦し  
 て天下の事爲し得ざるなしといふ卦が出て其變卦は地水師で「師は貞  
 丈人吉にして咎なし師を興すには正道によらねばならぬ又其將師は  
 才徳兼備の老成人でなくてはならぬ故に事を爲すには正義で其任に  
 當る人は才徳のある者なれば吉兆であるといふ意味である又郡隨の  
 震は澤雷隨の卦で「隨元に亨る貞に利し咎なし」で此彖辭は上位に在る  
 者には人が來り隨ふが其隨はしむる道は正からねばならぬ正程を改  
 以て人を感じ隨はすれば吉兆であるとの意である其變卦は震爲雷で  
 「震は亨る震來る虩々笑言啞々震百里を驚かす」と鬯を喪はずといふ彖  
 辭で事變に遇て懼れざる者は常に能く慎み懼れて事をなして居るか  
 ら事變に當りて驚かぬのであるといふ意味である又東坤之晋とは東  
 湖自身を筮したのだらう是れは坤爲地の卦で「坤は元に亨る牝馬の貞



に利し君子往く攸あり先ちては迷ひ後るれば得て利を主とす西南朋を得東北朋を喪ふ貞に安んずれば吉とある臣道の目標を示した彖辭で順徳を守りて變せざる君子は順利に逆はないから天兆であるとの意である而して其變卦は天地晋で「晋康侯用て馬を錫ふ蕃庶晝日三按す」とある此彖辭は人臣に於て明進の世に遇ふ時は功を立て、君の寵榮を得ることを示したのである

十日 泊り番郡宰事情一冊跡部のことを呈す即夜御封書下る因て徹夜不寢御請封書を奉る歸後筮遇訟之大有(下筮の卦)

(安井久曰、天水訟は「訟は孚有りて窒かる惕れて中すれば吉終れば凶大人を見るに利し大川を渉るに利しからず」とある凡そ訟に限らず辯論する事は有徳者に在りては自分の理がありても勢強く相手をやりこめ或は權變の掛け引などして相手を困まらせては禍が來る凡そ訟とか爭論とかいふことは不得已して行ふのであるから事理が明白に

なれば宜しい筋道が立てば中止をするといふ考で居らねばならぬどこまでも相手をやりこめて訟に勝ち終せやうとすると凶事が生ずる元來我に十二分の理があるも相手が之を抑へつけやうとするのを孚有りて窒かるといふのだ然し此方は飽までも至正で和平であるから事理は必ず明になるそこで善く訟を聽く大人に遇ひ自分の戒懼の情や和平中正な意思が通すれば吉兆を得ることとなる之に反し飽までも相手を押詰め理か否でも勝を制さんとするのは大川を渉り遂げんとするやうなもので禍が來るといふ意である又水火大有は「大有は元おほひに亨る」とある此彖辭は王道が大に行はれ世の幸が盛んに且進歩するといふのである彖上傳にも「大有は柔尊位大中を得て上下之に應するを大有と曰ふ其德剛健にして文明天に應じて時に行ふ是を以て元に亨る」又彖上傳に「火天上に在るは大有 君子以て惡を遏め善を揚げ天の休命に順ふ」とある。



十一日 戸田と共に淺草へゆく 歸途原田を訪ふ

十二日 代り番、夜門子を訪ふ

十三日 准坤之師郡坎之比(下筮の卦)

(安井久曰、准坤之師は前出(九日の條)に附言せる如く坤爲地及地水師の卦である郡坎之比は坎爲水の卦で「習坎は孚有り維れ心亨る行けば尙ぶ有り」君子は險難に處するの道を心得て居るからこそ其險難を切抜けて功を立ることが出来るといふ意味の彖辭である又變卦は水地比で比は吉原筮し元永貞にして咎なし寧すからざるも方に來る後夫は凶」とある人君が天下を比しむには必天下を比しむ道を盡して始て天下の民が來り比しむのである原筮とは人君自ら其理審らに洞察することとて元永貞とて元善一點の疵なき至大なる徳を始終變らす貞堅に之守れば假令安寧を害するが如き者が後より入り込んで來ても夫等の後來夫は皆刑戮を免れぬといふ意である)

十四日 芝御供是日松ヶ崎死す

十五日 御登 城御供

十七日 當番朝書を賜戸田門子を訪夜一封を呈す

十八日 代り番源八郎より申合夜戸田兄弟石勝來る、國事困郡大過蹇(下

筮の卦)

(安井久曰、國事困は澤水困の卦である困は亨る貞大人吉にして咎なし言有るも信せられす是は困に處る大人を論じ總て人の困難に處る者を戒めたのである窮して困難に陥つたら自ら振つて事を爲す能はざるものであるが其際には正を守り志操を固持して動かざる大人物であれば吉兆を得る然るに其困難を免んが爲め種々辯説を弄するも人は信するものがないから寧ろ愚痴などこぼさないで陰默して正徳を修めて人に亨るべき時節を待たねばならぬ意味である又郡大過蹇は風過の卦で「大過棟撓む往く攸有るに利し亨る」とある時事の常に見



聞せざる重大なる出来事に遇ひば大才能ある者でなければ其任に耐へぬ怡も重大事件突發の譬は屋上の梁棟がゆるんで落ちかゝるやうな危険の場合である故に其際には百事和にして輕動せず其大任に當りて力を致せば大功を奏するを得るとの意である其變卦は水山蹇で「蹇は西南に利し東北に利しからず大人を見るに貞にして吉」とあるは蹇はなやみのことで困難に際した場合には西南は陰の方で方角で平坦を意味して居るつまり消極的に安全の策を取れば宜しい東北即ち陽の方角で險阻であるつまり積極的に出れば困難が更に多いから進取的にやらぬ方が宜しい而して此蹇を救ふには正義なる大人物に據らねばならぬ要するに土地と人物と思慮後圖と此三つに注意して事を爲せば安寧を得ることが出るとの意である

十九日 代り番始て捨藏の講釋を聞く夜門子を訪ふ是日珍禽インコと云へるもの後宮に入る可嘆代金八兩

(安井久曰、捨藏は當時の大儒佐藤一齋のことであるインコは印度地方に産する鸚鵡の屬にして鸚哥のことである。

廿日 是日清虛、公邊役人へ懸合ありと云

廿一日 八ッ歸り夜清虛を訪ふ 門子より一書來る

廿二日 朝一封を呈す郡宰の事

廿三日 當番 御門主様御出

廿四日 朝戸田を訪ふ朝比老きの談あり 八ッ時門子より一書來る移病不出のよし 千雷大有之願(下筮の卦)

(安井久曰、千雷大有之願は川瀬七郎右衛門を筮したのである火天大有の卦は前出(此月十日の條)に説明した通り其變卦の山雷願は願貞あれば吉願を觀自ら口實を求むとあり此彖辭は徳を養ひ身を養ふのは總て正道に據らねばならぬ譬へば願即ち口より食物を取りて身を養ふには必ず正實なる食物を取るであらう然らば心の糧とする思想も



至正なる道を求めねばならぬ故に願貞に準じて美德を養へといふ意味である。

廿五日 御召拜領 小松崎は御抱傳となる戸田と共に下町へゆく夕刻御馬の事あり幡鎌承知

廿六日 泊り岡が被頼

廿七日 泊り新が被頼

廿八日 當番 泊り

廿九日 朝原田を訪ふ

十一月朔 御供代り番

二日 長山八郎來る

三日 代り番下町へゆき夜訪戸田

四日 當番

五日 戸田來る有小寒疾不遇

六日 代り番 門子より一書來る 夜原田來る

七日 當番鷺を賜る 出否之困處旅之謙辭蒙之剝門子の事卜筮の卦

(安井久曰、出否之困は出處を筮したので天地否の卦が出たのである「否は之れ人に匪す君子の貞に利しからず大往き小來る」とある此彖辭は世の氣運閉塞して時節否にして人道の常にあらざる厄難に際しては大人物たる君子は退きて小人志を得て進むものである故に斯る時節には君子の正道は行はれないからあせらずに時節到來を待ち己の行を正しく守るのが宜しいといふ意である其變卦の澤水困は前出十月九日の條に説明した通りである而して處旅之謙は處事を筮したので火山旅の卦が出たのだ「旅は小しく亨る旅貞にして吉」とある此彖辭は道は如何なる場合でも離るべからざることを言ふたのだ一時他郷に出た旅行の如く一時的の事件に遭遇することがある是れは重大の厄難でないから常議を以て判斷すれば大概片付く然し旅に出ても常



に柔順和正の道を忘れなければ大に吉兆かあると同じく輕易な一時  
 的の事件でも此心を離れてはならぬといふ意である其變卦は地山謙  
 で「謙は亨る君子終有り」とある人は謙であれば往くとして可ならざる  
 なく事を爲して利しからざるなし謙徳は人生有終の美を濟すもので  
 あるとの意である又辭蒙之剝は退くことを筮したので山水蒙の卦が  
 出た「蒙の亨る我れ童蒙に求むるに匪す童蒙我れに求む初筮は告く再  
 三すれば瀆る瀆るれば即ち告げす貞に利し」とある是れは蒙者即ち智  
 識の幼稚なる者が其蒙を開きて明智を得るには師道の教養正しきに  
 由ることを示したのである凡そ知識を進むるには師の方から教に行  
 くものでない蒙者の方より禮を盡して教を請ふべきである恰も卜筮  
 をするに初筮で疑を決するといふ誠敬心が必要なると同じこと蒙  
 者に誠敬心がなく恰も卜筮を再三試るが如き心ではだめだ師も誠敬  
 なき者に教ては何の役にも立たぬ又師は能く行ひ得るだけの道理を

教へ告げて徒らに蒙者の理會し得ざる高尚なことを説かぬがよい是  
 れ貞に利しといふ所以である而して其變卦は山地剝で「剝は往く攸有  
 るに利しからず」とある此象辭は君子の世に處するや其道衰ふる時に  
 當りては退き避くるを宜しとする意義である

八日 是日友部渡邊伺一時半計と云 夜門子より一書來る千雷□南共に  
 斃るの由今日決着と云

九日 代り番

十日 當番

十一日 下町へゆく

十二日 代り番、東軒を訪ふ是夜戸田原田來る

十三日 當番

十四日 朝御意あり

十七日 是夜原田來る志戸死す



十八日 朝、士元の書を添門子へ一書を與ふ 即日門子出勤

廿日 代り番去る十六日御國御用二十餘人

十三日 隱居十人扶持 御徒頭

岡部 忠藏父子

御進物番頭

芦澤 惣兵衛

寄合組引

淺利九左衛門

御物頭

栗田八郎兵衛

隱居 倅小普請

富田源五郎父

順君様御附用人倅

川瀬七郎左衛門父子

御書院番

井坂久左衛門

御國馬廻り

小池吉三郎

御徒組頭

水庭金五郎

御徒目付

三谷政二郎

別に物頭くり上げ等一通りなり太田原傳藏鈴木八三郎藤田乙五郎の類

點かけもの 召出あり 國事此に至り不勝痛哭

廿一日 英勝寺住持曰、五日來梅御所御逗留是日猿樂あり

廿二日 當番、檜山生來る酒井の事御國狀來る □南等の轉役を聞き郡の呈

書來る止むること 井臨尖ス巽之鼎(下筮の卦)

(安井久曰、井之臨は水風井の卦、井は邑を改めて井を改めす喪ふこと  
なく得ることなし往くも來るも井を井とす迄(ほん)ど至る亦未だ井を繕(きう)せ  
す其瓶(びん)を贏(か)る凶、此彖辭は時の汚隆や世の險夷に従つて其素志を更へ  
隳らず一定不易の道を守りて懈らぬやうにせよと示したのである邑  
は人によりて出來たものだから之を改め遷すことは出來ぬ而して井の德  
地脈に由つて得るものだから之を改めることは出來ぬ而して井の德  
は汲めども竭きす盈るも溢れず甲汲み去り乙又來り人々一井を共に  
し往くも來るも井を井とする象である唯之を汲む者が井戸端に到り  
て繕(つる)を下して其水を汲み上げぬ前に瓶(つるべ)を隳(やぶ)つては悪いと注意したの



だ即ち人間本具の徳性も井と同じで一生盈損がない但厄難に際して往々其徳を疵るから一定不易の道を守れといふのである其變卦は池澤臨で「臨元おほひに亨る貞に利よろし八月に至りて凶有り」とある此豕辭は陰陽消長の理を以て君子を戒め君子は事に先たちて小人を防ぐべしと示したのである君子の正しき道は大に亨るが其勢に乗すると老陰の八月といふやうな時に至ると凶事があるから事の終りを能く慎めといふことである巽之鼎は巽爲風の卦で「巽は小しく亨る往く攸有るに利し大人を見るに利し」とある巽順なる者は従ふ所の人を得れば功業を成就するといふ意である其變卦は火風鼎で「鼎は元おほひに吉亨るとある此豕辭は鼎は食物を煮る道具で賢人を養ふ譬としたのだ賢人を養ひ天祿を食、天職を治れば國家安寧疑なし寔に吉兆であるといふ意である。

廿三日 朝訪戸田 夜原田へ會議郡の封事を止む

廿四日 代り番郡の事を呈す應あり神道集成の命を蒙る 神道の事大畜

謙渙剝(下筮の卦)

(安井久曰、山天大畜の卦は、大畜は貞に利し家食せず吉大川を渉るに利し」とある君子は中ちに畜ふる智徳が十分裕ゆたかであるから行はるゝのである故に君子は家に居りて耕し食はす出て、朝廷に仕へ祿を食むか宜しい而して大中至正の純徳を以て時艱を匡濟するのは恰も大川を渉るの氣組でなくてはならぬ是れ大功を成す吉慶であるとの意變卦地山謙は前此月七日の條に説いた通り又風水渙の卦は「渙は亨る王有廟に假る大川を渉るに利し貞に利し」とある渙は解散の意で此豕辭は總て散する者を聚むる義である廟に假りて祭をすることの譬は祖考の爽精既に散じたるを聚め祭る義である天下の政事非にして人心散じたるときは天下の賢才を用ゐて治を圖らねばならぬ恰かも良楫を用ゐて大川を渉るが如きものである故に至誠を以て賢才を用ふれば必ず國家治まるといふ意である、其變卦山地剝は前此月七日の條



に説いた通である。

廿六日 代り番

廿八日 戸田原田と芝愛宕山に登る

廿九日 當番、神道集成の事を呈す文一あり

晦 冬至 戸田原田橋本來る坤の乾神道の事(卜筮の卦)

(安井久曰、乾爲天の卦か出たのだ、乾は元おほひに亨る貞に利し、天の運行息ますして健然なる天則に法り始終怠らす其務を勵まば大に亨りて其終りを全くし功成るといふ意である其變卦は坤爲地で前(十月七日の條)に説いた通である。

閏十一月朔 是日大雨 扈從登 城代り番、一齋の講を聞

二日 横山町にゆき書をみる

四日 虫干當番去る晦日山田壽之介切腹、朔日死すと聞近來の快事

五日 友部を訪ふ麴町へゆき書をみる東軒及戸田を訪

六日 扈從尾邸及津守様へゆく、代り番是夜微醉

八日 夜幡鎌を訪微醉

九日 小梅御供琉球人を見る、御下たを賜ふ、弧三浦山を害す

十日 神道書の事申上る代り番内膳へ返番戸田を訪ふ跡部今井相逢ふ

十一日 代り番 門子を訪ふ

十二日 下谷へゆく奎齋來る

十三日 養本來る

十四日 當番半紙御下けになる

十七日 朝劍を撃

十九日 泊り是日雷翁上着

廿日 明け、雷翁の逆旅を訪

廿二日 運阿彌と共に薩州の下屋敷へ行く琉球人の歌舞を觀

廿四日 泊り 神道の事、會澤へ御かけのことを呈す翌日御下になる



廿五日 雷翁、原田、石勝來る  
 廿六日 小梅に扈從す御拳にて鶴を獲玉ふ  
 廿七日 微雪 雷翁、原田、小戸田と神田にゆく  
 廿八日 雷翁、原田、戸田と王子にゆく  
 廿九日 泊り 雷翁來る戸田一同かまぼこ拜受  
 晦日 明け雷翁を訪  
 十二月朔 扈從登城 是日先考忌日祭奠 彌兵衛來る夜、雷、戸來る  
 三日 雷翁奥へ通り謁見後宮にて内膳へ酒を賜、謠などありと云、原、戸と跡  
 十へゆき雷も來る徹夜  
 四日 當番神書取調場所の事申上る友部より内談あり  
 五日 明け 春甫、奎齋來る 今朝川瀬發途  
 十一日 代り番尾州へ爲御悔 公御  
 十三日 朝蜜柑上使即刻兩丸へ扈從更に小梅へ扈從

十五日 御本丸へ扈從、下町へゆく菊池、鶴飼と同じく魚を賜ふ、是夜節分に  
 付仕

十六日 代り番菊池、鶴飼、佐々木と同じく神書取調の事命を蒙る  
 十七日 紅葉山へ扈從  
 十八日 菊池、春水來る  
 十九日 當番 神書取調の事隔日終日と究る  
 廿二日 神書局を開く  
 廿三日 下町へゆく 夜友部來る養本來る  
 廿四日 教諭の御草稿拜見 泊り番 酒肴を賜  
 廿五日 御膳上御はやし  
 廿六日 代り番 小梅出御 狐を獲  
 廿七日 奎齋來る、原田來る共に戸田を訪ふ  
 廿八日 兩丸に扈從



廿九日 泊り

註 (東湖職通事二百石時年二十八)

天保四年癸巳

正月元日 扈從登 城出仕代り番

二日 御始事あり 出仕

三日 出仕扈從登 城

四日 當番 出仕

五日 御謠初幕府の禮に摸し玉ふ

六日 代り番 年始狀出す

七日 扈從登 城

八日 當番

九日 年始狀出す

十日 上野に扈從 代り番 大雪

十一日 御用始 當番

十二日 神書取調始る

十三日 代り 教諭催促あり

十四日 當番 去る十一日天野伊豆再勤岡田新太郎書院番頭速哉噫

十五日 扈從登 城

十六日 代り番 御本切額字を撰

十七日 扈從紅葉山 當番

十八日 神書賴合にて引

二十日 當番 公神局に臨み玉ふ

廿一日 養本□那來る

廿三日 雁を賜此夜明訓愚評を草 菊佐原來る

廿四日 芝に扈從す 明訓管窺を上る



廿五日 御番事あり  
 廿六日 代り番、晝過衣紋  
 廿七日 親書を賜ふ 原田并彌八郎來る  
 廿八日 扈從登城  
 二月朔 代り番 戸田を訪ふ  
 二日 流鏑を見る  
 三日 春分 祭于寢 家居石勝來る  
 四日 八ッ歸り  
 六日 中山の知行又々領地と唱へ候様達ありと云ふ可嘆々々  
 八日 明訓管窺の事に付一寸謁す御番引拔御歸國中半年詰御免になる  
 九日 梅屋敷へゆく  
 十日 神書方へ出 此夜門子へゆく  
 十一日 御講釋に出る

十二日 神書局へ出る  
 十三日 菊岡來る  
 十四日 神書局休み 祝祠拜見被 仰付  
 十五日 聖堂へ扈從  
 十六日 上野見分 幡戸山同道  
 十九日 正介善右衛門存意兩通御懸あり  
 二十日 最相院御法事に扈從  
 廿一日 内府公最相院へ御參詣御豫參へ扈從雨天にて内府公は御延引な  
 り  
 廿四日 芝に扈從 神道局に出る  
 廿六日 尾州家へ扈從 神道局に出る  
 廿八日 御諭文御草稿返上上野に扈從す 岡田蓮澤被召 同しく御手酌  
 にて御酒を賜ふ



廿九日 御直書御下け、三件御尋即刻御請申上  
三月二日 御發駕  
四日 神局へ出る  
六日 神局へ出る  
七日 小金井へ遊  
八日 神局  
九日 木母寺に遊 原田、小戸田、酒井源太同道  
十日 神局

天保五年甲午  
四月廿六日 御參府  
五月八日 松屋外集序入 高覽 親批にて御下け

十日 獨謁銚子松前の事及時事御議論あり半時餘  
十六日 大久保加州へ被遣候御案御懸銚子松前の事なり  
六月六日 是日より暑氣 跡部戸田兄弟原田一同墨水に泛  
廿一日 今日より不快に付諸勤引  
七月二日 總裁封事内々御懸  
四日 間宮林藏書簡御内々御下け  
十八日 晴晝八ツ時戸田來訪北門鎖鑰檄文御催促の命を傳  
十九日 陰晴不定 昨夜小田原檄文一通内密戸田へ御下け之由にて戸田  
今日相廻り拜見直に戸田へ返す、夜遠山來る  
廿一日 陰晴不定熱甚、夕雷雨 理髮明日より出勤の届を出す去る十九日  
御國にて藤田主書執政  
廿二日 晴 出勤 昨夜より二郎君御不豫 南北の事御案文を呈す  
廿三日 晴 昨夕銀次郎へ御下け之由にて南北御案文下る信州上田藩の



人二人來る夜に入り跡部戸田來訪

廿四日 晴 出仕

廿六日 晴 出仕

廿七日 晴 江幡甚太郎來る南方之事會計府へ内々御懸之由 夜訪門子

廿八日 晴 御登城扈從 幡鎌不快に付申合

御内用水羽州へ御頼之處羽州死亡後御頼之閣老無之今日大久保加州へ

御頼に相成候由右は於營中御直に御頼之由

八月朔 晴 御登城扈從 余惡寒にて大に苦む

二日 陰晴不定 頼合

四日 晴 頼合 小戸田來る對州一件御懸になる

六日 登局 二郎公子御卒去

七日 參政を呼出 御謚號之事御懸即日申出

九日 御誌文の事呈す

十日 土神祭告者を命せらる足疾を以辭す

十一日 御神主の事御懸

十二日 御神主之事參政へ出す

十四日 曉辰迄大風雨已る晴 公子葬儀

十五日 雲雀上使

十六日 陰晴不定 飯田左織播州様の命を奉して來る 北方履既濟南方

歸妹泰、播否觀(卜筮の卦)

(安井久曰、北方履既濟は天澤履の卦で「虎の尾を履む人を啗はず亨る」とある此彖辭は人臣が剛暴の君に事ふるも恭順至和の徳あれば亦其君の心を得て志を行ふを得る意である虎の行く跡を躡むは危険であるが恭順至和の徳ありて害心がないから虎も之を啗はないといふ譬である其變卦は水火既濟で「既濟は亨る小なり貞に利し初めは吉終りは亂る」とある此彖辭は凡そ事物が大體既濟即ち成り上りたる者は夫



れ以上進むのは僅にして且つ遅々たるものである物事は滿れば虧くる理があるから警戒をせねばならぬそれを調子に乗つて猛通すると初めは吉であつても終りは亂れて凶となるといふ義だ而して南方の筮の雷澤歸妹の卦は歸妹は征けば凶利しき攸なしとある少女が配偶を擇ばず權勢ある男などに嬉しがりて歸ぐと禍を生ずる事物を行ふには正理のあるところを察せず之を爲すのは歸妹の凶に赴くと同じたとの意である其變卦地天泰は泰の小往き大來る吉にして亨とある此彖辭は隆盛なる世には小人は退けられて君子たる大人は進んで用ゐらるゝ意義である又播州の筮たる天地否の卦は前(四年十月の條)に説いた通りで其變卦風地觀は觀は盟(てあらい)て薦めず孚有りて(まこと)顯若(きよちやく)とある此彖辭は人君が恭謙無爲にして上に在り天下萬民の之を仰觀する義を示したのである凡そ人の上に立つ者は中正恭謙の徳がなくてはならぬ其徳が自然に動作に表はれて人は之を仰き敬ふのである恰も祭事

を行ふとき手を洗ひ清めるが輕忽に供物など薦めずしばらく誠敬の意を表し顚然として仰觀する儀容が自然に表はるゝが如くであるといふ意味である。

十七日 南北二策戸田を以て呈す 左織を訪ひ昨日の事を挨拶森左兵衛へも行く

廿三日 戸田を以て 御直書御下け

廿四日 微陰 昨日之御請呈す夕刻又々御下け跡部立原酒を訪ふ立不在

廿五日 太祖廟の事履之剝(下筮の卦)

(安井久曰、天澤履の卦は山地剝の卦共に前出に付略す)

廿六日 廿四日之御請呈す夕刻又々御下け監カ持參

廿七日 陰午後雨 立原等と同じく佐藤甚右衛門を訪ふ

廿九日 晴 御馬 森佐平來る夜遠山來る 師坤播州様侍講 (下筮の卦)

(安井久曰、地水師の卦坤爲地の卦共に前出に付き略す)



九月朔 神武陵の事戸田を以て御下け  
 四日 木綿拜領 神武陵の事呈す  
 八日 上野扈從 駒邸へも馬上御供を命せらる  
 九日 御登 城扈從  
 十一日 是夜戸田來る御直書御下け  
 十二日 一封呈す  
 十三日 是夕酒井來る  
 十四日 吾妻百官并 神武陵之事御下け  
 十五日 猿樂あり 遇泰之否卜筮の卦  
 (安井久曰、地天泰の卦天地否の卦共に前出に付き略す)  
 廿日 虞舜琴の記呈覽  
 廿八日 是日大久保加州より山陵の事御受申上る  
 十月朔 南北二策戸田より御下け 會津書籍の事同斷

二日 神局一同鴨拜領  
 三日 戸田原田一同山下植木見物  
 五日 琴ノ記を書して呈す  
 九日 戸塚御鷹野 大遠乗被 仰付御近習一同出る 某も出  
 十一日 大塚 出御御供  
 十三日 大川邊大遠乗  
 十四日 文照院様御忌日に付 御豫參可被遊候處  
 大樹御疝積氣にて 御成御延引の旨昨十三日被 仰出候今十四日五ツ  
 半時早めに御供揃にて 御自拜可被遊旨被 仰出五半時一寸前御箱出  
 之五時出御の思召に候へ共五ツと相成候へは 尾紀様御申合の戻りに拘り候ゆへ  
 五半早めと相成候 御自拜御刻限の儀芝は五半時 上野は四ツ時と兼て 尾紀様御  
 同様御議定  
 有之事なり  
 中の口より切手御門御道筋例の通り被爲入  
 文照院様御靈屋御正面前を御入込 御拜相濟御供所へ御廻り被遊御小



用被遊 今日は惠昭院へ御立寄無之候付一寸も御供所へ不被爲入候ては惣御供小用等  
差支候に付如此すべて芝御自拜は大暑極寒の節は惠昭院へ御立寄被遊二三四  
九十右六ヶ月は御立 御正面より御退散二天門にて御乗輿御道筋初の通り  
八寄無之御定め又々 歸御 但天氣宜候に付御小姓御先番無之同役御供與右  
にて正九ツ時 衛門、虎之介

十五日 御本丸御登 城某并銀次郎御供是日佐藤甚平田大角來る

十六日 垂統大典名目改の事一齋を差出候書付御直に成る

十七日 宮本千藏桑原幾太郎の事を問一齋の命也と云 高瀬半九郎來る

戸田と共に大乘寺を訪

十八日 垂統大典の事呈す

廿日 松前弘めに付御院にて呈す 御意あり大典の事も 御意もあり

平田大角來る

廿一日 是日戸田を 御意あり 南北二策御添翰の事呈す

廿二日 小梅出御

廿三日 御馬 佐藤甚來る 播州侯講筵に出つ

廿四日 登局、會津書の事御請申上る御庭 出御懸、南北の事 御意あり

廿五日 佐藤甚右衛門、松本雷藏來る 是夜訪菊池善太

廿六日 御書御下け 山陵の事京師へ往復の事

廿七日 菊善來る

廿八日 登局 北方の事戸田を以て御下け 御焔刃の事は御直に呈す

廿九日 北方の事又々昨夜戸田へ御下けのよしにて御下け 朝訪戸田

晦日 昨日の御請呈す

十一月朔 加州書御懸

二日 御請呈す 夕刻又々御尋又々呈す

三日 親王大守の事御懸 呈書行違の事に付仕 松前侯講釋

四日 戸田を以て言上 哀公御秘書御懸 夜田丸原田來る

五日 訪橋本村雨婚儀を定む



- 六日 登局 御手扣拜見 夜井上戸田來る
- 七日 夕門子を訪ふ
- 八日 登局 神典局の事呈す 夜訪東軒酒井
- 九日 橋本生る、平大角來る、沖之來る
- 十一日 戸田と共に下町へ行く 御馬 夕訪原田、田丸、戸田一同歸途逢大久保甚
- 十二日 加州御請拜見 御書御下け
- 十三日 播州侯講釋
- 十四日 山陵の事呈す
- 十五日 御供 山陵の事御催促あり
- 十六日 山陵の事呈す
- 十七日 御直書御下け 山陵の事、戸田來る、長藤來る
- 十八日 小梅 出御 小榮來る

- 廿日 加州御請拜見 一封呈す
- 廿一日 先大父忌日祭于寢
- 廿二日 御秘書返上、三通呈す
- 廿三日 御供 御書院音楽あり
- 廿七日 御對面所音楽あり
- 廿八日 一通呈す學校の事、林家の事、大角の願出す
- 十二月朔 家忌祭于寢 平田大角來る 聖堂の諸生三人來る
- 三日 播州様終會 夜訪戸田
- 四日 學校御繪御下け 幡鎌と共に他出
- 五日 義公御忌日御産穢中に付<sup>不明</sup>より存意申出候様に付申出る
- 六日 山陵の事先達ての御案文差上候様 御筆を以て御沙汰の處宅へ差置候付明日相納度旨申出る是夜佐藤甚右衛門來る



- 一 増子幸八郎餘命難計候間一日も早く御使役再勤大臣與力名代を以て上使を受けるの無禮令停止度事
- 一 中山備後守組付頭且那の稱謂早く分明に致度事
- 一 深澤甚五兵衛御褒獎一國の名節を可勵事
- 一 原田善衛門有用の人物の事
- 一 萩次郎兵衛は原田深澤と同日の談には非されとも吏務には敏捷の由且一旦正論を以て廢られたる姿にて國體に於て不宜候間何とか仕方有之度事
- 一 大傳人物之事
- 一 少傳少傳之事
- 一 杉士元拾遺補闕の任相當の事
- 一 會伯民交代の事
- 一 戦艦の事

一 學校の事

- 一 藤北郭の事
- 一 大嶺大八の事
- 一 矢倉方小澤非其人事
- 一 南郭公子御直書にて可勵事
  - 附總て巨室世家は上より獎勵有之度事
- 一 豊田彦次郎の事
- 一 國友與五庄司健齋の事
- 一 御次向小監察帶劍無禮の事



丁酉日録

自天保八年三月十六日  
至同年十月八日

註

(東湖職調役祿二百  
石時に年三十二)

天保八年丁酉

三月十六日雨冷綿入ニツ三ツ位可着候 是日彪が誕辰哀慕不啻○辰半淺  
 利九左衛門來訪ひ其子德操南上後飲酒不羈少く忠告を乞ふよしを託す  
 余許諾す○巳時小林榮太郎來り北海捕鯨の事にて頃刻談話○巳半登  
 殿土浦家臣不和且法を犯すの徒を罰するの草案過日執政北郭藤田子へ  
 出したるを一閱北郭子より土浦家老へ挨拶の書を草し又救荒賑濟の簿  
 書一閱四郡へ米千二百石御下けに致度旨會計生駒荻衛門へ内談す其他  
 雜事鞅掌如例酉時退出 歸途大久保甚五左衛門氏を訪ふ大久保氏同姓關  
 老大久保加州の  
 病によりて南上去る十三日より  
 御用逗留になりたるゆへなり 又安藤甚左衛門を訪ひ鬻刀のことを託す哺

丁酉日録 (天保八年三月)

百六十五



時還舎○江幡甚太郎來り郷書數通を達す 外祖母病狀少愈、舉家欣躍す  
外祖母去月より中風半身不隨 ○夜小田部長八郎來り御側用人戸田銀次郎氏より本多佐渡守へ寄る書の草案を託せらる即時執筆之を草し長八を以て戸田氏へ致す宮女唐橋病氣の事なり

十七日朝晴辰より陰 昨日より少く暖 結城晴朝遺物甲冑のこと山國喜八郎よりの書面呈覽す即刻 親批にて御下け今日水府へ可申遣の命あり又一書を呈し今日申遣し兼候由を言上是夜江幡甚太郎病用にて水府へ發足に付 親批の事山國への一書を裁し甚太に託す是日 親書二通を賜ふ一は茅根六左衛門の上書大坂町人へ惠を施し借金の資とするの說なり 一は山國の上書 大生瀬燧石の事なり

十八日陰冷氣 朝、淺利德操來る德操南上後飲酒過度頗放蕩になりたるゆへ余屢禁酒のことを勸む不可其父之を患余に又忠告のことを乞因て德操を激勵せんと昨夕德操を訪不逢今朝來訪す談話の餘微諷す不可更に

辯難す德操怒て不可余亦憤激至誠を以て之を激す德操翻然として悛心あるに似たり余因て相約し共に禁酒せんと云ふ德操余が甚た飲を嗜むことを熟知せるゆへ感激許諾す期するに三年を以てし共に一書を以て契とす嗚呼 先君子の門學問行狀一世に表見するに足る者先輩には會澤伯民等二三氏あり余が同學年齢の者に至ては一人の自立する者なし 獨德操學問は淺しと雖とも人品凡ならず忠勇群を出つ余因て深く與之親むこと二十年一なり斯舉一は親朋の義を立て因て以て自ら激勵せんと欲するなり○登 殿

十九日朝陰晝より雨冷氣 登 殿公私書狀を水戸へ發す晡時還舎 廿日昨夜より大風陰夜まで南風雲如箭 是日綿入一つにても可也 淺利九左衛門氏來る德操へ忠告の事を謝するなり○登 殿執政鶴殿氏と同じく召されて 御前へ出けるに 御意には此間中の不氣候當年も五穀如何あらんと苦心せり先刻より椽側に出て雲の行かふを見るに去夏の



如き空合なり萬一當年も不熟せば何を以てか士民を扶助せんされば薩摩細川鍋島はいづれも因みある家々にて近來我等一方ならず懇意する事なればこの家々へ内々直書を遣し萬一當年不作ならば糶を無心せんよしを申遣さんと存するなり又讃州は支封のことゆへ是へも申遣さんと思ふ夏秋の様子存の外に豊熟せば斷り申遣すはいと安しこの事兩三日中に評義して申聞よさて又去年已來世上不穩によつて我等手元にて甲冑數十領買得たり此せつは大坂騒動にて武備の價にはかに引上たるよしされば又これをば暫く見合せこのせつ鹽硝并鉛を買入るゝ心得なり政府へ廣く評義せば例の通り幕府へ嫌疑ある杯と故障申立べしさればこの事は汝兩人密に心得居候得との御事なりよつて西國諸侯へ御直書の事は評義の上御請仕るべく鹽硝等御買入の事は密に畏り奉りぬるよしを申上退きぬ○退出戸田氏を訪ひ頃刻談話○舍に歸れば松岡の郡吏袴塚三衛門來り居れり會津米買入の事昨十九日の便りに水府へ

政府より申遣たるを水府にてはいまだ江戸の評義決せざる事よと便りの着を待兼郡官より申立三衛門をのぼせたるよし一時餘對談民間の事情悉く詳に聞けり我水戸救荒の政近領の諸侯に比すれば萬々難有御事なれども窮郷僻村には甚た難澁のものなきことを免れず酸鼻にたえざる事いと多し○京都川瀬七郎衛門より來書同人當月九日に大坂出帆肥前へ赴くよし湊村理兵衛肥前佐賀より發せる書狀川瀬より達すこれを見るに米八千石肥前にて手に入たるよし

廿一日雨丑寅風又冷氣綿入二つ位朝中山氏の家宰岡本戸太夫加治忠衛門齋田善吾一同に來り家中扶持米乏しく必至と苦しみ候よし愁訴あり是より先き公室より一度ならず金穀を以て救ひ玉ひ當時月々百五十人扶持を玉はりてあれども尙扶持米乏しきとの愁訴かきりなきことなれども家中今日にも飢に及ふへきよしにて黙止しがたく何れ執政へ申達せむよしを答ふ家宰等が望みは百五十人ふちへ更に五十人ふちを玉



はり貳百人ふちになし玉へといはぬばかりに聞えたり○登 殿昨夜戸田氏へ 親筆を賜りたるを余に示さる 親書の大意は過日の大坂騷擾京師へもほと近のことにて不容易ことなり 幕府への御嫌疑だになからばかしこくも御使を以て

主上の御機嫌御伺被遊度 思召候へとも御嫌疑もあることなれば京都へさしおかれ候御留守居役を以て御機嫌御伺ひ被遊候てはいかゞあるべきや虎之介等へ相談の上執政へ談候へとの御事なり雖身在外云々の古訓に被爲叶拜見もあへず落涙數行に及べり○今朝封事一通を上る郡吏袴塚三衛門救荒の事にて遠路罷登りたる事なれば民間の事情委曲に御側御用人を以て御尋あたりたる御菓子にても賜り候はんにはさぞ難有存すへきよしを申上ける

廿二日朝陰已より未迄晴其後又陰 昨夜深更山方運阿彌より一書來る是は會津米買入の事今日執政へ演述の上運阿彌を會津の邸へ遣し役人の

書簡を得て袴塚に與へこれを持って會津へ赴しめんとはからひたるにその役人の書面夜に入り來りたるよしにて運阿彌より達せるなり○いま枕に伏さるに水戸より同僚の書來る上方より米積入來たる船浦賀を經す那珂湊へ入りたることを浦賀の奉行へ程能達し度との旨なり○朝五ツ時前袴塚三衛門來り一書を裁して水戸執政野中氏及び同僚等へ與ふ昨夜運阿彌より達せる會津役人の書をも附してやりぬ三衛門昨夜戸田氏へゆきたるに 内命にて菓子を賜りたるよしかりそめの愚言をも御採用ありけるよと心中に感佩し奉りぬ○登 殿雜務常の如し○夜輕部平太左衛門來るこれは大坂より御買米の船一艘浦賀を經す常陸沖へ乗入たるよし浦賀の法に背けたるゆへ此度に限り見すみにはなるまじきやと浦賀の奉行へ御城付を内談に及ひたれども所詮浦賀奉行の獨斷すへきことにあらされは其よし執政を以て閣老へ達し可然哉と幕府の奥右筆桑山某に問ければ如何にも閣老へ御達にて可然されども浦賀奉



行より種々の故障杯申出し上には閣老の議も容易に決すまじければ故障杯申出す一ト通りに伺ひ出候やう早速某より浦賀奉行へ申し遣し置べきなりと答るよしを語りき○輕部歸後執政より閣老へ達する書付を草し子時就寢翌々二十四日朝執政藤田氏松平伯州へ赴て進達せり

廿三日晴微暖 余今年いまた灸治せず阿母君しば／＼すゝめられけれども近來時候不順にて快晴の日少く且久しく風邪の氣にてありたるゆへ灸もせずすきけるに今日快晴はた公事も暇あるゆへ今日は同僚へ一書を付して登殿せず終日家居背腹等へ千五百灸せり但同僚へ與る書中救荒のため米千貳百石を四郡へ賑濟すること并昨夜草する所の進達書を附し遣ぬ○小林生來る捕鯨の事上總の民義兵衛といふ者願の本人なるが其よし地頭田沼主水を聞濟になりたりと云

廿四日朝小雨已より陰南風 登殿雜務常のことし退出の後大久保氏を訪ふ明日水府へ登足するゆへなり○夜津田右仲來りて云へらく親類檜

山勘衛門夫婦和せずして離縁にも至るべきさまなれども幼子一人また懷妊せり婦人不貞不順のことをもきかず然るに勘衛門かく離縁をもせむといふは理なきわさなればその父母親族ひたすらにとゞむれどもさうにうけがはずあはれ一言せちにいさめとゞめ玉へかしそれかし答へていはく父母親族のとゞめ玉ふをうけざるうへはいかで朋友のいさめを用ふるの理あらむ然れども閨門のことは親子兄弟の中にては忍いふまじきことも朋友にはかたりやすきこと世にあることなればいかにも御頼みにまかせいさめまゐらせむとぞ約しける

廿五日雨北風 朝佐藤喜八郎來る○山邊氏の家宰細谷五郎兵衛來る○登殿雜務常のことし

廿六日陰晴不定 君公去る十六日より昨廿五日迄御忌中にてあらせられ讃州侯御住居文姫君御卒去によりてなり 今日御忌明に付御禮御尋として 御登ありける故出仕を免され終日家居論語解を草す○申時信州上田の士用山田司馬之介



來り訪ふ山田は其藩の老儒にて朱子學をこのみまた神道を明むるの志あるよし先年其門人上野昇吉郎大島邦之丞杯より承り居しが近頃新に用人に轉じ出府したるとて今日大島とともに來れり齡六十三歳醇々たる老儒にして少しく氣概てもある人なりき○輕部平太左衛門來る○野州の畫工靄涯文平と稱すといふ訪ひ來りて余に逢はむことをこふ何ゆへにやと僕をもととひしに鈴木八平の頼みにて來れりといふよつて一見せり靄涯曰く七年前八平の父鈴木松亭物故せしがいまだ墓碑を建ざるゆへ今年五月ごろまでに碑文を撰みたまへと二三年前庄司健齋に託して君に乞たるが其文はいまだ撰みゑざるや承りて參るべきよし八平より託せられたりといふ健齋は三四年音信も通せざれば余はかつて作文のこと託せられしことをしらすたとひ健齋をもて託せられたりとも不敏のそれがしうけがたしと答るに靄涯がいはい松亭の父石橋の碑文は君の先君子撰みたまへりその子の碑にしあれば君に託せるなりされどい

まだ八平より託したること君のしりたまはぬこそいぶかしけれ健齋子いかにして君に通せざるにやはやくこのこと八平にしらせ別に八平より託し奉るにてあるべしとて去ぬ

廿七日陰東北風 この日は君公傳通院へならせ玉ふにぞ 登殿するにも及はざれども昨日今日兩日出仕せでは公事いと辨じかたきこともあらんと登 殿午後退出申時ころ迄閑居せしに中奥坊主宗悅あはたゞしく來りて

君のめし玉ふなりはやく臺御畑へまかりいてられよと小姓頭取申こせり 君にはいま臺御庭に待せ玉ふといふにぞ畏りぬるよし申いそがはしく服をあらため御庭のことなればわらぐつをはき御庭の御門外にて小僕に刀をわたし小刀のみにて門に入て見るに 君には近臣四五人めしつれられいやしきものどもがはたかへすを 御覽せられ玉ひけるが彪かはせ參るを見玉ひて近臣を遠け小高き丘にのぼらせらるぞ彪はそ



の丘の下へ跪きて平伏せり、これへ／＼との御意に恐多くも丘にのほり御身近くさむらへば汝をよぶこと他事にあらず時ならぬ冷さといひ毎日空かきくもりあるは雨ふり出し南北風打ち雲のゆきかふけしきいとおそろしくおぼえたり去年の凶荒にて天下萬民飢になやめるをりまたことしも五穀みのらすんば天下の民いかばかりくるしまむと思へは心せちになりて安んじ難し公邊にてもいかにも救荒撫民の政あるべきとおもひの外奢侈の風日々に甚しくしかも來る四月はじめには兩丸御移かへの式を行ひ玉ひまた九月には將軍宣下あるべきよし天下諸侯幾巨萬の財用をか費さむわれかつてこれをうれひ去年九月十五日の日登營のをり老中どもをよびて凶荒のとし大禮を行はせらるはいかゝあらむと論じたるに老中ども何のいらへもなしえざりしがその後家老中山備前につたへて營中にてこの後唐突に議論なんどせましきに心得よといひおこせたりわれ以の外氣色を損じたれどもかゝる

老中どもへいかほど存意をのべたりともせんなきこと、今日迄は黙々せしが此ころの氣候といひまた浪華騷擾のこと抔思へば片時も黙止がたしよつて明日不時に登城して老中どもを不殘よび十分に國家の事を論じ儉素に返し中興一新の説をのべむと思ふはいかゞの仰承り彪はもとよりさもあらまほしく思ひければいかにも仰の如くぞんずるむね申上むとおもへども君の英明幕府にては兼て忌憚る人もなきにあらずなまじぬに御建議なし玉ひても其こと行はれざるのみならず君の御身上はさはらせ玉ふことにも成行ば容易ならずと思ひ返し時勢人情など彼是と申上たるに君にもたやすからずは思召けれども知りていはざるは不忠と思ひかくはおもふなりされば明日にわか登城せんといはゞ役人ども申とゞむならむたとへ役人どもとゞめすして登城せしとても幕府の政府わが議をうけづしては申述る詮なしさて汝が兼て懇に交り深き川路三左衛門は幕府の吏にて事情にも



通せる人と聞及びたりいそぎ行てひそかにかたり試よとの 仰畏り奉  
り御前をたちて退きしに 公手づからつませ玉へる露草を玉はりけれ  
ば おしいたゞきもとの道より立出て舎に返りとるものもとりあへず  
川路にゆきてことのよしをつげかたらひけるに川路掌をうつて 君公  
國家の爲め 思召の厚きを感じ奉りしばし黙して考へさて 相公の憂  
慮し玉へるは誠に難有 御事なりされどむかしの世にはことかはり今  
は 三家の君不時に登 營したまふこともなければ 君にわかに登  
營したまはば其御志の深切なるはいはずしていとあらくしき御ふる  
まひと申さむもはかるべからすまた大久保加州世にありし日は正しき  
道もいさゝか取用らるゝ勢ありしが加州身まかりしのは有志の説も  
行はれず 相公の御説は 國家の大議にしあれば加州いませしとても  
易容に行ひがたかるへしいはんや加州すでに黄泉の客となりては兎角  
の論にも及ぶまじそれかしは司農府の一吏なれば政府の事情はしらざ

れどもそれかしへはからせ玉ふとあらばよろしきとは 御請申されず  
とてかれこれ談話ありけるが兎に角奢侈壅蔽の俗、日に甚しく川路も心  
中にいと苦しく思へるさまに見えければ罷歸りて川路の説しかくくと  
申上けるに 公もさこそあるらめとて御登 營の事思し止め玉ひけれ  
どもますゝ憂苦なし玉ひけるこそかしこしと申も恐多とおぼえける  
廿八日陰、晝前小雨夜三更より雨 中山氏の家宰岡本、加治又來る○淺利徳  
操來る○石川太沖來る○登 殿、雜務常のことし大坂騷擾畿内の地にし  
あれば

宸襟如何おはすらんと殿下へ 御書の案を草す○夜遠山龍介氏來る○  
子半寢につきぬ

廿九日大雨終日 朝郷書を發す○登 殿、雜務常のことし歸路原田と共に  
今井萬吉を訪ひ又淺利徳操を訪ひ夜半まで談話

晦日陰 朝富長六太夫來る○細谷五郎兵衛來る○上 殿、雜務常のことし



一昨草する所の 關白藤公へつかわさる 御書案今日參政近藤氏を以て 覽に備へたるに草案いとよく書取たり然るにこのことさきつころ 政所どのへこの奥向より文遣し我等のひそかに心をくだけることはやくも關白どのへ達せしのみならず

天聽にも達せりと昨日京師より歸れる花の井上藤より聞たればそのうへに又關白どのへ書を贈んもいかなればこのことは思ひ止ぬべしとの御事なり○今日今井萬吉次番より小納戸に轉ず

四月朔 快晴冷氣末也 六半時寢に祭り畢て上 殿中奥にて

上公に謁し奉りぬ局中無事九ツ半退出○是日亡友高須源太夫の忌日なり三年前高須臨終の日原田とともに臂を執て高須と臂を執て高須と永訣したることおもひ出し哀慕の心いとせちに覺えられたれば原田を伴ひ丸山大善寺へまいりて源太夫の墓を一拜しぬそれより原田と共に向島にいたらんとす路にて跡部氏父子に逢へり奇遇を喜ひ淺草小梅のあたり

逍遙して歸りぬ

二日晴氣候やうやく暖にてわた入一つ位 是日 大樹西城へ移り玉ひ内

府公本城へ移らせ玉ふべき旨去年よりの御沙汰にて 上公にも明六時

御登 營あり此御殿出仕の面々も禮服布衣以上のしめ 麻右以下服さ麻を着せり九ツ半時

上公歸御八時過 召されける中奥へ出ければ大奥にてめし候よし御小

姓頭取より命を傳へけるにより例の通り 御前へ罷出けるに西國諸侯

へ 御直書の案文早く草すべき旨その外くさく 御意被爲在御甲冑

等あまた拜見たてまりぬ

三日朝陰八時より雨氣候昨のことし 今日大御所様 公方様御移かへ被

爲濟候御祝義として 君公五ツ時御供揃にて御登 城あり八ツ時過

歸御 局中無事

四日雨又冷氣 登 殿被 爲召西國諸侯へ可被遣 御書案の事 御意あ

り、會津庄内松代の事御意○局中無事歸途戸田氏を訪ふ